平成23年6月10日発行　毎月1回10日発行　第64巻第6号

日本消防

● 少年消防クラブ指導者研修会開催
● 第27回日中消防協会定期協議会開催

6
2011

日本消防　CONTENTS

2011 6
Vol.64 No.6

口　絵　ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」(王貞治氏)
第27回日中消防協会定期協議会
少年消防クラブ指導者研修会開催　H23.6.4・5　少年消防クラブ活性化推進会議

巻頭言　「今後ますます期待される女性消防団員」財団法人　鹿児島県消防協会　会長　豊永　義夫 ……1
ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」高木繁光　日本消防協会会長　出演
……財団法人　日本消防協会 ……3
ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」菅原文太さん　東日本大震災被災地　消防協会会長と対談
……財団法人　日本消防協会 ……5
第27回日中消防協会定期協議会を開催……財団法人　日本消防協会　国際部 ……6
東日本大震災災害活動報告（復興活動報告）……福島県大熊町消防団　団長　吉田　稔 ……8
平成23年（2011年）東日本大震災　災害活動報告…宮城県仙台市若林消防団　団長　佐藤　守行 …10
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について
……総務省消防庁　応急対策室 …12
「高砂市阿弥陀町　鷹の巣山林野火災」……兵庫県高砂市消防団　団長　作間　尚義 …16
少年消防クラブ指導者研修会を開催 ……少年消防クラブ活性化推進会議 …19
平成23年度第1次補正予算等における被災地消防機関への支援事業について ……総務省消防庁 …21
中学生を対象に「災害図上訓練」を実施～自らの目で地域の弱点を発見！～
……神奈川県川崎市中原消防団　団長　田中　実 …25
各種共済事業について（福祉共済事業・消防相互年金事業・火災共済事業）……28
消防育英会評議員会・理事会 ……消防育英会 …35
特別表彰「まとい」を受章して「市民が主役のまちづくり」をめざして（まちが元気であるために）
……滋賀県守山市消防団　団長　美濃部　安一 …36
東西南北（高知県）「3消防団が合併して2年目の新生・香美市消防団」
……香美市消防団　団長　三谷　賢一 …38
東西南北（北海道）「地域に密着した消防団を目指して」
……西十勝消防組合芽室消防団　団長　松浦　靖雄 …40
東西南北（秋田県）「安心・安全なまちづくりを目指して」
……大仙市消防団　団長　草彌　忠誠 …42
シンフォニー（長崎県）「地域のためにできる、私達女性消防団員の活動」
……佐世保市消防団　団員　高田　美紀・黒川　尚美 …44
頑張れ！少年消防クラブ（東京都）「本田消防少年団の活動について」
……東京消防庁警防課　地域防災担当　齋藤　直美 …46
頑張れ！少年消防クラブ（兵庫県）「震災対応訓練「そして絆を」について」
……東川崎ふれあいのまちづくり協議会　防災部会　部会長　後藤　実 …47
うちの名物団員 ……48
消防団の広場（熊本市）「つないでいく思いと決意～意見発表、震災を経て～」
……熊本市消防団　第8方面隊66分団　団員　角居　聖登 …50

7月の日本消防協会関係行事
編集後記

表紙写真説明

「沼田町夜高（ようたか）あんどん祭り」

北海道３大あんどん祭りのひとつであり、北海道唯一の喧嘩あんどんです。

沼田町開拓の祖「沼田喜三郎」翁のふるさと、富山県小矢部市より昭和52年に伝承され今年で35回目を迎えます。高さ７ｍ・長さ12ｍ・重さ５ｔの大型あんどんをはじめ、大小十数基のあんどんが街中を練り歩き、クライマックスの大型あんどん同士のぶつけ合いは迫力満点です！

（撮影：札幌市　馬場憲一）

王貞治さんラジオ番組「おはよう!ニッポン全国消防団」出演

第27回日中消防協会定期協議会を開催

平成23年5月31日（火）　　財団法人　日本消防協会　国際部

少年消防クラブ指導者研修会開催

平成23年6月4日（土）・5日（日）　　少年消防クラブ活性化推進会議

巻頭言

「今後ますます期待される女性消防団員」

財団法人　鹿児島県消防協会 会長　豊永　義夫

はじめに、東日本大震災により被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、多くの消防職・消防団員が殉職されました。消防人として地域住民の安全安心を守るという使命に殉じられた尊い活動に深く敬意を表しますとともに、ご冥福を心からお祈りいたします。

私達消防人は今回の地震、津波による未曽有の災害を十分に検証し、日々の活動に生かしていくことが亡くなられた方々への責務だと思います。

さて、鹿児島県は、九州の西南部に位置し、総面積が約9,200平方キロメートル、県北から県南までの距離が約600キロメートルで多くの島々からなっています。そして、薩摩半島と大隅半島が鹿児島湾をいだくように相対し、そのうえ本県総面積の27パーセントを占める多数の島嶼を有するため海岸線がおよそ2,600キロメートルにも及んでいます。

また、全国に存在する108の活火山のうち、本県には霧島からトカラ列島まで11の活火山があり、その噴出物で形成されたいわゆるシラス層の丘陵台地がほぼ県下の全域を覆っています。

気候区は温帯から亜熱帯まであり、年間平均気温が19度前後で１年を通して温暖な気候に恵まれています。

一方、本県は雨が多く、梅雨期や台風シーズンには集中豪雨が起こりやすい気象条件を備え、地形的には海岸線が長い、入り江が多い、平地が少なく河川が短く急流である、地質的には崩れやすいシラスに覆われているという特徴を持っています。

そのため、台風や豪雨による家屋の損壊、河川の氾濫などの風水害、土砂崩壊や流失などの土砂災害、高波などに見舞われやすく、これまでに多くの尊い人命や財産が失われてきました。

昨年も５月から７月はじめにかけ、県内各地で大雨による土砂崩れや冠水などの被害が続出し２名の方が亡くなりました。さらに、10月には奄美大島で季節はずれの豪雨により大災害が発生し３名の方が亡くなるとともに、そのほかの公共施設をはじめ家屋、農地などにも甚大な被害を受けたことはご承知のとおりです。

そしてまた、活発な噴火、爆発を繰り返している桜島ばかりでなく、鹿児島県と宮崎県にまたがる霧島連山の新燃岳で、本年１月26日から噴火活動が始まり翌27日には52年ぶりに爆発、今も連続して噴火活動が続いています。今後は桜島や新燃岳そしてトカラ列島の火山活動にも注意していかなければなりません。

このように災害多発県である本県においては、消火活動や捜索活動はもとより自然災害発生時の活動など消防団の活動機会が多く、特に過疎地でお年寄り世帯の多い地

域にあっては日頃から、消防団の役割は非常に大きいものがあります。

しかし、消防団の役割が多様化し消防団に対する期待は大きいにもかかわらず、本県においても団員数は、平成22年度は65名の増加に転じたものの、全体的には減少傾向にあります。全国的にも同様の傾向にあり原因はいろいろ挙げられています。そして、その対応策の一つとして女性団員の入団促進を図ることが掲げられています。

本県の女性消防団員の状況を見ますと、全体的に消防団員が減少する中で女性団員は年々増加していますが、総数192名（平成22年10月１日現在）で全団員に占める割合は約1.2パーセント、全国平均2.2パーセントに比べると約２分の１にすぎません。また、女性団員が在籍する消防団は43市町村中16市町村で37パーセントであり、全国平均52パーセントと比較すると15ポイントも低い状況です。

昨年12月に日本消防協会が実施した女性消防団員リーダー会議に、女性消防団員確保対策委員会の委員として出席し、女性団員の意見を聞かせていただきました。その場で発表された女性団員の役割として共通しているものは、平常時においては啓発・広報などの予防活動､緊急時には避難誘導、被災者のケアなどの後方支援活動、イベントでのアナウンスや受付などの運営業務が多かったように思います。

本県では、女性消防団員の要望もあり、平成20年度から女性消防団員情報交換会（22年度から女性消防団員研修会に改称）を行っています。そこで発表される活動事例や交わされる意見をみると、離島においては、緊急時に於ける団員不足を補うという側面が強く、男性団員と同じように消火活動も行うことになっている消防団が多いようです。しかし、離島を含めほとんどの消防団で女性団員の役割として、前述のリーダー会議と同じような役割を担っていることがうかがえます。

一部には、女性団員の存在を疑問視する向きもあるようですし、また、施設の改善などに費用がかかるという問題を挙げる人もいますが、火災予防や防災意識の啓発、広報、被災者のケアなどの分野では、むしろ女性団員の方が適任なのかもしれません。

少子高齢化が進む中、消防団活動のなかでこれまで以上に予防活動や被災者への対応などに取り組んでいくとすれば、女性団員のやさしさと細やかな心遣いがどうしても不可欠ではないでしょうか。

警察や自衛隊の中では多くの女性が活躍しています。消防団においても、もっと多くの女性が活躍できるはずです。とくに、本県のようにほとんどの地域で過疎化が進行しているところでは、女性に活動してもらいたいと思っています。

前出の女性消防団員研修会に、女性団員を採用していない市・町の消防団長さん方が数名出席してくださいました。これを機に女性団員の採用を検討していただき、女性団員の採用を積極的に進めてほしいと思います。それは結果的に男性団員の入団にも繋がり、充足率の向上が図られるものと思います。

最後に、本県は災害の多い県ですが、温暖な気候と火山活動がもたらした風光明媚な自然や豊富な温泉に恵まれた地域でもあります。

３月には九州新幹線が全線開業しました。ぜひ、鹿児島を訪問して美しくかつ巨大な自然のエネルギーを体感してくださることを期待しています。

「共に頑張ろう」のエールとともに、一日も早い東北地方の復興を願っております。

ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」高木繁光　日本消防協会会長　出演

財団法人　日本消防協会

アナウンサー　会長おはようございます。３月11日に発生した東日本大震災は大変な被害となってしまいましたが‥

高木会長　今回の震災により犠牲となられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。そして、被災されました方々には、改めてお見舞い申し上げる次第です。

被災地では今でも消防団員が、消防職員や自衛隊、警察の方々と協力して懸命に活動しています。原発のこともあり、まだまだ予断を許しませんが、早く全ての地域での捜索活動が終了して、復興へ向けての動きが進むよう願っています。被災した方々には本当にご苦労が多いでしょうが、どうか頑張っていただきたいと存じます。

アナウンサー　消防団の活動はどのような状況でしょうか？

高木会長　様々な現場で様々な活動をしていて、まだ十分把握出来ていませんが、地震直後は水門の閉鎖や住民の避難誘導等を行い、その後は救出活動や行方不明者の捜索活動などにあたりました。

しかし沿岸部では避難誘導中に多くの消防団員が津波の犠牲になって殉職しました。断腸の思いです。心からご冥福をお祈りいたします。消防団員は、自らも被災者にもかかわらず活動を続けており、頭が下がります。

アナウンサー　日本消防協会ではどのような支援をしていますか？

高木会長　日本消防協会としては、全国の消防団に義援金の募集を呼びかけるのはもちろん、現場の消防団員が活動しやすいように非常食や手袋、マスクなどを支援しています。

また、沿岸部では津波により、消防車両などの機材の多くが壊れ、また流されてしまい、消防力の低下が懸念されます。日本消防協会が海外向け車両として予定していた消防車や、被災地以外の消防団等から、消防車等を提供していただき、被災地の消防団で活用していただこうと今準備を進めているところです。今後ともできるだけのことをしたいと考えています。

アナウンサー　日本消防協会の会長に就任されて、ちょうど１年が経過しましたが‥

高木会長　昨年５月に会長就任後、７月に奈良で女性消防団員活性化大会、９月に全国消防殉職者慰霊祭、そして11月には愛知県蒲郡市で全国消防操法大会、２月には表

彰式と立て続けに行事を行いました。

特に全国消防操法大会は、２回目の地方開催であり、愛知県の皆さんのご協力を得て、防災展や物産展も併せて行い、およそ１万5000人という大勢の方々に来ていただきました。また地元の消防団が、消防団多機能型車両を活用した本格的な救助訓練を披露するなど、消防団の役割や重要性についてもPRすることが出来ました。

今後とも私の消防団員としての経験を生かしながら、我が国の消防の発展に全力を挙げて行きたいと考えています。

アナウンサー　会長は消防団員として長く活躍されたということですが‥

高木会長　戦後の昭和22年に、当時の豊平町（今の札幌市）消防団に入団し、昭和62年10月から平成18年９月までは消防団長として、59年間、消防団員として活動してきました。

アナウンサー　消防団長から会長になられたのは高木会長が初めてと伺っておりますが‥

高木会長　そうかもしれません。消防団の実態が良くわかっているので、現場を大事にして、これからもいろいろな事業を進めていきます。

アナウンサー　昨今、団員の減少が問題となっている消防団ですが、現状を教えていただけますか？

高木会長　例年、日本消防協会では10月１日現在の団員数を調査していますが、昨年10月現在の調査では前年より2,205人減の88万6,457人となっています。消防団にとって団員数は最も重要な要素であるので、さらに団員の減少に歯止めをかけ、増加に転じなければいけません。

そのためには、消防団の役割とその重要性について、広く国民の皆さんにもっと深く認識していただく必要があると思っています。

団員確保に向け、全国の消防団、消防庁などとも協力して日本消防協会としても努力していきます。

アナウンサー　そのほか消防団の理解を深めるために何かお考えのことはありますか？

高木会長　平成25年は自治体消防65周年にあたりますが、同時にこの年は、明治27年に消防組織規則が制定されて現在の消防団が全国的な制度となってから120年の節目の年にあたります。消防団120年を前面に打ち出して、式典など記念事業を行い、消防団をPRする大きなチャンスにしたいと考えています。

アナウンサー　会長から全国の消防団に一言いただけますか？

高木会長　消防団員の皆さん、日夜献身的なご尽力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

この度の東日本大震災の活動を見ても、地域に最も密着している防災機関である消防団に対する地域の方々の期待は、ますます高まるものと考えます。

消防団員の皆さんには仕事を持ちながらの活動で本当に大変でありますが、その期待に応えるべく今後とも頑張って下さい。

日本消防協会の会長として、今後とも皆様が安心して消防団活動に当たれるよう、活動支援や福祉の充実等に努力したいと考えています。

アナウンサー　「おはよう！ニッポン全国消防団」、今日は日本消防協会の高木繁光会長をゲストにお迎えしてお送りしました。ありがとうございました。

ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」
菅原文太さん　東日本大震災被災地　消防協会会長と対談

財団法人　日本消防協会

菅原文太さん
「おはよう！ニッポン全国消防団」出演

（被災地の県消防協会会長と話す菅原文太さん）

5月22日（日）

岩手県消防協会
西村　紀昭　会長

本日は名俳優の菅原文太さんとお話ができるこのような機会を頂きまして有り難うございました。菅原さんも東日本大震災の被災地である宮城県仙台市ご出身であることもあり、地震の時の様子や消防団の活動など、岩手県の被災状況について親身になってお話をしていただきました。

岩手県は沿岸を中心に地震と併せて大津波が各地に押し寄せ、甚大な被害を及ぼす未曾有の大災害となりました。その中でも消防職員・消防団員・婦人消防協力隊員は自らの被災を省みず地震発生から昼夜を問わない活動が続いております。

また、多くの被災者が避難所生活を強いられ、現在も一部ではライフラインが復旧されていない状況でございますが、本日、菅原さんから励ましのお言葉を頂戴し、心強く感じました。一日も早く復興ができますようこれからも活動して参りたいと存じます。

5月7日（土）

宮城県消防協会
坂本　長男　会長

同郷の菅原文太さんと、3.11地震発生当初からの話をさせていただきましたが、もっともっと多くのお時間をいただいて話したかったのが本音です。

しかしながら、限られた時間の中で消防団員の活動状況や協力体制についてお伝えすることが出来たと思います。

現在も宮城県は震災中です。県内の消防団員が一丸となり、堅忍不伐の精神を盾として復興に向けて励んでいきます。

5月14日（土）

福島県消防協会
小瀧　竹憲　会長

菅原文太さんとお話し、励ましのお言葉をいただき大変嬉しく、又心強く感じました。

福島県は、地震、津波、原発事故及び風評被害の四重苦で、特に風評被害の払拭については正しい放射能の知識を持って頂き、消防関係者の全面的なご支援をお願いします。

第27回日中消防協会定期協議会を開催

財団法人　日本消防協会　国際部

平成23年５月31日（火）東京都港区のホテルオークラにおいて、日本消防協会から高木会長以下10名、中国消防協会から孫会長以下８名が出席し、第27回日中消防協会定期協議会が開催されました。

あいさつ　日本消防協会　高木会長

あいさつ　中国消防協会　孫会長

はじめに、高木会長から、中国消防協会代表団来日の歓迎の挨拶及び日中消防友好のための尽力に対し敬意を表し、今後も引き続き両国が友好的な協力関係を築くことが、両国消防の発展、更にはアジア、世界の消防の発展に繋がる旨の挨拶がありました。

引き続き中国消防協会、孫会長から、日中消防協会友好協定締結から27年間にわたり多くの友好交流及び技術交流を続けて来たことへの感謝の意が述べられ、東日本大震災に殉職された消防団員達に哀悼の意を表されました。日本消防協会に義援金10万人民元が贈呈されました。

義援金の贈呈

定期協議会は、開催国である日本消防協会の高木会長を議長に選出して行われ、提出議題５件について議事が進められ議題は全て両国にて合意されました。協議結果は以下のとおりです。

1　第28回日中消防協会定期協議会の開催及び第27回日中消防友好調査団の派遣について

⑴　開催日程　平成24年を予定

⑵　開催場所　北京（中国）

⑶　調 査 先　北京市を含め中国消防協会の推薦に基づき今後協議すること

2　中国消防研修について

⑴　研修期間　２週間程度、地震の影響で昨年度延期になった分も含めて今年度に２期実施、１回目は12月頃を予定

⑵　研修人数　毎期５名（中級幹部クラス以上の消防関係者及びそれに相当する技術者）

⑶　研修内容　専門的消防研修とし、具体的な研修内容は中国消防協会の推薦に基づき今後協議すること

3　中国消防教育視察団の訪日について

中国消防協会において平成24年度中の派遣を検討しており、日本側に協力依頼があり、視察場所等は日本消防協会の推薦に基づき今後協議していくこととなった

4　第12回北京国際消防設備技術展覧会について

平成24年10月に中国北京市で開催予定の第16回北京国際消防設備技術展覧会に中国側から日本消防協会の出席要請があり、日本側で検討することとなった

5　中国消防協会主催の2012年消防学術年間会議について

日本の消防専門家の出席について中国側から要請があり、参加については、日本側において関係団体とも相談しながら今後検討することとなった

協議会　出席者

東日本大震災災害活動報告（復興活動報告）

福島県大熊町消防団　団長　吉田　稔

平成23年３月９日・10日と２日連続で地震が発生し、津波注意報が発令され警戒にあたる。今思うと大地震の前ぶれだった。

そして、３月11日（金）14時46分、私は仕事で原子力発電所４号機で作業中だった。これまで、体験したことのない強い揺れが長く続き、しばらくの間、身動きも出来ず、近くの柱に寄り添い地震が収まるのを待った。地震が収まる少し前に建屋内は全灯停電になり、非常灯を頼りに出口へと向かった。建屋内は、激しい揺れを物語るように設備が揺すられて、舞い上がったほこりで遠くがかすんでいた。多くの作業員が一斉に出口付近に集中し大混乱となり、誰からとなく「津波が来るぞ、早くしろ。」の声が飛び交った。

私は、退出するのが早い方だったので、歩いて15分程の高台にある会社の事務所に向かった。私が事務所へ着いたときは、既に1000人以上の人々で事務所の周辺は混雑していた。会社で仲間全員の無事を確認し、帰路についた。

大熊町は南北に約５kmの海岸線を有し、発電所は町の北端にある。私の家は、発電所より南へ４kmほどの海岸近くにあり、津波の被害が心配で「一刻も早く現場に行かなければ」と焦る気持ちで車を走らせたが、発電所構内から出る車が正門に殺到し、構内から出るのに１時間以上もかかってしまった。大熊町の海岸線は北から夫沢・小入野・熊川地区があり、私が夫沢地区に到着した時は既に津波が到達した後であった。その後、小入野地区を確認し、自宅がある熊川地区へと向かった。自宅周辺の家屋は津波で流失し、一面広い海のようになっていた。

熊川公民館

地元消防団と区長より警戒中の避難状態の報告を受け、その後、対策本部がある役場へ向い、担当者へ状況を報告した。

６号国道から東側住民に対し、体育館への避難広報を開始すると共に、町内の道路状況を確認し、交通規制・バリケードの設置等を行い役場へ戻った。町内は地震発生と同時に全停電となり、電話も通じず情報伝達が容易ではなかった。

対策本部で、翌日の対応の打合せ後、津波で避難中の町民700～800名への炊き出しの準備を夜中

熊川字久麻川地内

奥熊川消防屯所

浜街道交差点

県栽培漁業センター

より始めた。

12日の夜明け前に原子力災害の通報が入り、３km以内の避難指示が、10km以内の避難指示へと変わった。

このことから、急遽炊き出しを中止し、防災無線による広報と各地区消防団による地区内巡回・避難広報を行うと共に、避難バスの誘導・避難住民のバスへの誘導等を開始したが、ほぼ全ての町民の避難を終えたのは、12日の14時を過ぎていた。

町民は、田村市・三春町・郡山市・滝根町・小野町へと分散しての避難となったことから、消防団は田村市総合体育館に本部を設置し、団員は各避難所での警備・救護物資の荷受け・員数確認と分配・食事の世話等を３月12日から４月４日まで行った。

その後、避難者は、二次避難先である会津若松市周辺の旅館・ホテルに移り、現在に至っている。

３月11日の地震津波による流出家屋約50戸、行方不明者も十数人おり捜索活動がこれからという時に何も出来ないまま、町民全員が避難者となり消防団員として残念でならない。

ただ、不幸中の幸いは、消防団員に１人の殉職者もいなかったことである。

今回の津波被害を受けた地区の消防屯所は、地震津波災害に備え高台へ移設し、本年２月13日に落成式を終えたばかりで、消防屯所・消防車両の被害はまぬかれた。

これまで、毎年、原子力防災訓練を実施してきたが、今回の原子力災害では、国・県・電力からの情報伝達等の欠落が目立った。

防災訓練等でも、常に最悪の状態を想定し実施しておかなければならない。人生には、「上り坂・下り坂、そしてまさか」と言う坂もあると言う。

そのまさかの時にも対応出来るよう、常日頃からの訓練に心がけて行く所存である。

現在、大熊町をはじめ福島県消防協会双葉支部に所属する８町村（広野町・楢葉町・富岡町・川内村・双葉町・浪江町・葛尾村）が避難生活となっています。１日も早く各町村に戻り、故郷の復興に従事出来る日が来ることを願っている。

終わりに、今回の災害で避難所を提供していただきました、県内各地の皆様はじめ様々なご支援をいただきました全国の皆様方に、誌上をお借りしまして心より御礼申し上げます。

小入野字東平地内

小入野字東平地内

平成23年（2011年）
東日本大震災　災害活動報告

宮城県仙台市若林消防団　団長　佐藤　守行

仙台市若林消防団は、市内の七消防団のうちの一つで仙台市の東部に位置し、太平洋沿岸から内陸部へ広がる田園地帯をはじめ中心部の住宅商業密集地までを管轄しており、面積は約50㎢、管内人口は12万９千人余で、六分団約400名の団員と積載車24台を擁している。

３月11日14時46分に発生した今回の地震はこれまでの常識をはるかに超え、およそ千年に一度の割合で発生すると言われる未曾有の大地震で、当管内では震度６弱を観測しこれに伴う津波被害により沿岸部の住宅地及び田園地帯をはじめ内陸部の住宅商業地域まで甚大な被害をもたらした。特に被害が大きい沿岸部の七郷の荒浜地区、笹屋敷地区と藤田地区、六郷の藤塚地区、井土地区、種次地区及び三本塚地区は壊滅的な被害を受けた。

地震後、各団員はそれぞれの機械器具置場に参集し、小型動力ポンプ付積載車で管轄区域をくまなく巡回広報した。特に大津波警報が発令された沿岸部を管轄する分団は、巡回警戒の他に、住民の避難誘導及び避難者の救助に全力を尽くした。一方、中心部を管轄している分団では、住民が避難している避難所等へ市民センターやコミュニティー防災センター等から毛布やストーブ等の避難者が必要としている資材の搬送を実施した。津波が納まった後は、沿岸部を管轄する分団では津波被害の無かった水防倉庫から組み立て式ボートを搬送し、助けを求めている住民を多数救助した。

その後、自衛隊、警察、若林消防署とともに行方不明者の捜索に合同で当たり、田畑、川、用水堀、沼と言った場所から津波により流された住宅や車両等を掘り起こしての水と瓦礫との戦いによる懸命の捜索活動が現在でも続いている。

津波により町全体が流された状況

５月末現在の当消防団管内の被害状況は、死者321名、行方不明者29名で、この内、消防関係の活動状況は、救助人員453名、避難誘導2,445名、遺体発見189体となっている。また、当消防団関係の被害状況は、殉職者１名及び負傷者１名の人的被害

住民が多数避難した荒浜小学校

津波にのみ込まれた小型動力ポンプ付積載車

瓦礫の中での検索活動を実施している消防団員

をはじめ、消防団活動の拠点である機械器具置場が８箇所津波により流されたり海水に浸かったりして使用出来ない状態になった他、小型動力ポンプ付積載車も７台が活動中に津波により流されたり、海水に浸かる等して使用不能となった。また、地震によっても機械器具置場が一部損傷したり小型動力ポンプ付積載車も車庫で損傷した。

この度の当消防団活動は、避難誘導、人命検索を初めとする全ての活動を出場団員一人ひとりがその場で判断し行動に移すという、これまで積み重ねてきた現場経験と訓練を最大限活かす中で行われたが、多くの団員が自ら被災者であるという厳しい現実にもかかわらず、地域を背負って住民の命と暮らしを全力で護る懸命の消防団活動であった。

また、迫り来る津波の中にあっても数多くの団員が住民を避難誘導し、中には足元に迫った津波でも一人ひとりの住民を背負い、手を握りながら高台に避難させた団員も多くおり、正しく命を懸けての活動だったと言える。

しかし、一人の若い団員が避難中の高齢者を幾度となく積載車に載せ避難場所を往復している最中、殉職させてしまったことは悔やんでも悔やみきれず、ご家族に謝っても謝りきれないほどの思いでいる。その命を懸けての使命をこれからの消防団活動の礎としていきたいと思っている。

最後に、これからも消防団活動は続きますが、今回の事案を検証するとともに、かけがえのない私たちが生まれ育った愛する郷土を取り戻すため、若林消防団員一同、一致団結し、多くの困難を乗り越え、邁進して行きたいと考えております。「仙台市若林消防団ここにあり」

検索活動をしている消防団員

アルミボートを使用しての検索活動

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について

総務省消防庁　応急対策室

1　はじめに

平成23年３月11日（金）午後２時46分、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（モーメントマグニチュード9.0、最大震度７）が発生し、東日本を中心に大きな被害をもたらしました。

この地震は、太平洋プレートと陸のプレートの境界で、長さ約450km、幅約200kmにもわたる断層の破壊により発生した国内観測史上最大規模のものです。この地震では津波による人的・物的被害が甚大であったほか、福島第一原子力発電所では原子炉の冷却などでトラブルが起き、建屋の爆発や、放射性物質の流出などの事故が発生しております。

消防庁は、地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の３県に向けて、これらの被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示しました。平成23年５月26日現在における派遣部隊総数及び人員総数は、約7,500隊（うちヘリ58機）の約２万8,500人であり、航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事しています。

この地震に伴い、大船渡の検潮所では11.8mという高い津波を観測するなど北海道から関東地方の沿岸にかけて広く大きな津波を観測しました。これまでの調査によると、岩手県宮古市で30m以上の遡上が確認されています。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による津波（日本国内の観測値）

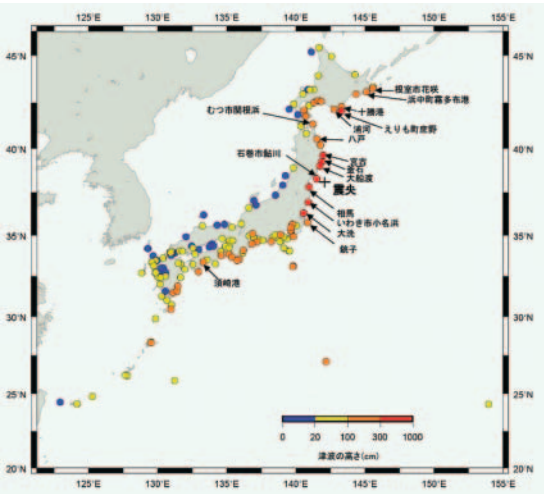

沿岸で観測された津波の高さ

観測値は気象庁による読み取り値。

観測点には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

高さ250cm以上を観測した点については観測点名を表記。

本資料中の観測点名は、津波情報で発表する観測点名称を用いている。

注：国土地理院の地殻変動調査によれば、今回の地震の発生後、岩手県～千葉県の太平洋沿岸では、1.2mから0.1m程度の沈降があったことが推定されています。第一波や最大波の高さは、こうした地盤の沈降量を含んでいる可能性があります。

気象庁作成

東日本大震災の震度分布

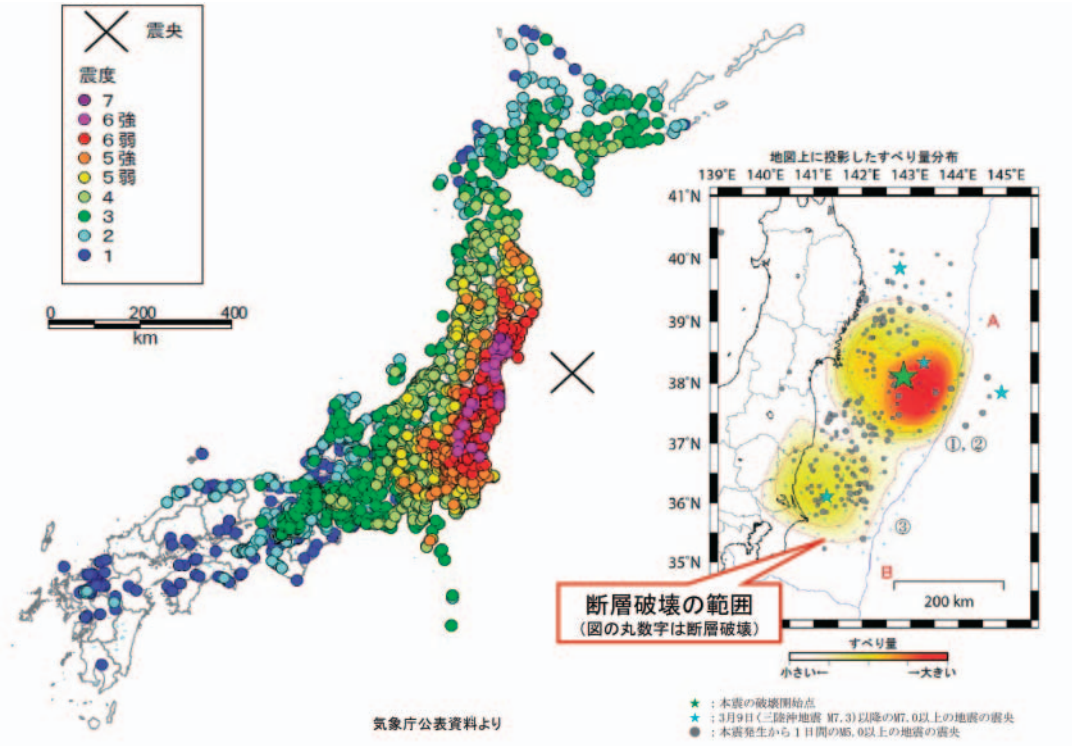

2　地震の概要

発生時刻	平成23年３月11日（金）午後２時46分
震央地名	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）（暫定値）
震源の深さ	24km
地震の規模	モーメントマグニチュード9.0（暫定値）
各地の震度 〈震度７〉 〈震度６強〉	宮城県：栗原市 宮城県：涌谷町、登米市、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町、山元町、仙台市、塩竈市、東松島市、大衡村 福島県：白河市、須賀川市、鏡石町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町 茨城県：日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市、小美玉市 栃木県：大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町

（気象庁調べ、震度６強以上を掲載）

余震の活動も長く続き、これまでに発生した余震は、最大震度６強が２回、最大震度６弱が２回、最大震度５強が６回、最大震度５弱が23回、最大震度４が112回に及びます（５月12日８時00分現在）。なお、長野県北部、静岡県東部、秋田県内陸北部、茨城県南部でも震度５強以上の地震が発生するなど、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっています。

宮城県気仙沼市写真
（写真提供：東京消防庁）

3　被害の状況

この地震により、平成23年５月26日現在で死者１万5,073人、行方不明者8,657人、負傷者5,472人が発生するなど大きな被害が発生しました。平成23年５月26日現在の被害の概要は次のとおりです。

（平成23年５月26日現在）

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死　者：15,073名	4,479名	8,986名	1,542名
行方不明者：8,657名	2,934名	5,243名	476名
負傷者：5,472名	166名	3,411名	236名

住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全　壊：102,923棟	17,107棟	68,776棟	14,083棟
半　壊：58,817棟	2,661棟	24,319棟	16,791棟
一部損壊：304,181棟	1,605棟	31,295棟	51,707棟

4　消防機関の活動

(1)　緊急消防援助隊

①　派遣出動隊数の状況

（５月26日時点）

派遣人員総数　約２万8,500人

派遣部隊総数　約7,500隊（うちヘリ58機）

（注）交替分を含む派遣された人員・部隊の総数である

②　派遣状況

（最大時：３月18日11時時点）

派遣人員6,099人、派遣隊数1,558隊

③　活動実績

（初の消防庁長官指示（消防組織法第44条第５項）による出動）

ア　３県において航空部隊は人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火・救助活動等に従事し、４月８日18時までに把握している救助者数は4,614人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。うち、1,302人は警察と合同）。

イ　海上部隊は、３月11日からコンビナート火災の消火活動に従事。

(2)　地元消防本部・消防団

①　被災地では、消防機関の人員（消防吏員、消防団員）が県内の広域応援も含め、消火、救助、救急等の対応を行っています。

各消防本部でも数多くの孤立者等を救助しており、次のような活動報告を受けています。

・岩手県山田町船越小学校における孤立者200人

←地元消防団員が小学校教員と共同で救助

・宮城県女川町の５地区における孤立者約630人

←地元消防本部が警察・自衛隊と共同で救助

・宮城県気仙沼市の３地区における孤立者約600人

←地元消防本部が警察・自衛隊と共同で救助

②　消防機関の被害状況

【消防本部の主な被害】　（５月16日現在）

消防職員	死者：20人 行方不明者：７人
建物被害（全部又は一部使用不能）	消防本部・消防署：48棟 分署・出張所：81棟
車両等被害	車両：70台、消防艇１艇、 ＊県防災ヘリ１機

＊仙台市消防ヘリポートに駐機中の宮城県防災航空隊ヘリコプターが津波により流され使用不能。

【消防団の主な被害】　（５月25日現在）

消防職員	死者：190人 行方不明者：59人
建物被害（全部又は一部使用不能）	消防団拠点施設：407箇所
車両等被害	：232台

（写真提供：大阪消防局）

(3)　福島第一原子力発電所における消防の対応

①　緊急消防援助隊

ア　発電所内放水

東京消防庁をはじめとする緊急消防援助隊が福島第一原子力発電所の３号機に対し放水活動を実施

東京消防庁	72隊	370人
大阪市消防局	17隊	53人
横浜市消防局	9隊	67人
川崎市消防局	12隊	36人
名古屋市消防局	6隊	34人
京都市消防局	11隊	40人
神戸市消防局	7隊	55人

イ　除染支援

現地調整所（Ｊ－ビレッジ）において、大型除染システムの設置及び運転方法の指導を実施

宮城県気仙沼市における緊急消防援助隊活動写真
（写真提供：東京消防庁）

新潟市消防局	1隊	4人
浜松市消防局	1隊	5人

ウ　広域医療搬送

福島第一原子力発電所から20kmから30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を緊急消防援助隊、県内応援隊及び地元消防機関により実施。(329人を搬送。５月23日時点)

②　現地消防本部

（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）

ア　消火

・福島第一原子力発電所４号機の火災をはじめとする火災に出動

イ　救急

・福島第一原子力発電所３号機で発生した負傷者や放射線のばく露を受けた作業員等を搬送

・福島第一原子力発電所で作業中に体調不良となった作業員等をＪ?ビレッジから医療機関に搬送

5　おわりに

現在も、この未曾有の災害に対しては、現地消防本部・消防団・緊急消防援助隊による活動が続いています。

消防庁としましては、この災害によって得た教訓を生かし、平素の消防活動体制、災害時の緊急消防援助隊の活動体制の充実強化及び地域社会の安全確保に全力を尽くしてまいります。

最後に、この地震で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りしますとともに、負傷された方々の一日も早い回復と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

「高砂市阿弥陀町　鷹の巣山林野火災」

兵庫県高砂市消防団　団長　作間　尚義

1　はじめに

(1)　高砂市の概要

高砂市は兵庫県の中南部、播磨平野に位置し、東西8.00㎞、南北が9.57㎞で、面積は34.40㎢です。北は遠く中国山脈の支流を仰ぎ、南は瀬戸内海播磨灘に臨んでいます。市の東端を加古川の清流が南北に走り、その豊かな水利は優れた景観、肥沃な土地となり市民生活の大きな根源となっています。

(2)　消防団の組織

高砂市消防団は、現在１本部７分団、団員定数675名からなり、団本部は団長、副団長２名、分団は、分団長、副分団長、部長、班長、団員から構成され、消防ポンプ自動車７台、救助資機材搭載型車両１台、活動支援車１台を有し、地域住民の生命及び財産を守るため、活動を行っています。

2　現場周辺について

(1)　高御位山（たかみくら）

加古川市と高砂市の境にある高御位山（たかみくら）は、「播磨富士」と呼ばれています。

高御位山は、古くから山全体を神体として信仰の対象とされてきました。

また、この地域独特の竜山石が露出した山容と、その眺めの良さから、高御位山を含む東播磨丘陵地高御位山系の連峰は播磨アルプスとも呼ばれています。

播磨平野の加古川下流域では高い山が少なく、高御位山が加古川市・高砂市の最高峰となっています。頂上では断崖の岩場がせり出し、標高304.2mの山頂からは、播磨平野や瀬戸内海を一望できます。このため、播州地域では初日の出スポットとして知られており、四季を問わず多くのハイカーが遠方からも訪れる山です。

山頂には、高御位山神社や、1921年（大正10年）にグライダーで関西初飛行を成し遂げた加古川市志方町出身の渡辺信二氏をたたえる「飛翔の碑」などがあります。

(2) 鷹ノ巣山

東播磨丘陵地高御位山系の鷹ノ巣山は、標高264mで、山頂へ至る登山道は、一枚岩の「百間岩」がそそり立ち、周辺はハイキングコースが縦横に整備されており、多くのハイカーがここから東播磨丘陵地高御位山系連峰へとハイキングを開始します。

鷹ノ巣山の麓には一願成就・合格祈願の神として信仰されている「鹿島神社」があり、参道の両脇には名物のかしわもちの店が並んでおり、平成10年（1998年）にチタンの大鳥居が造られました。

周辺は、鹿島神社参詣の方々や、尾根縦走コースともあって、休日ともなればリュック姿の善男、善女であふれます。

3　林野火災の状況

今回火災が発生した鷹ノ巣山周辺の山は、過去にも林野火災に悩まされた地域であります。

このため、春秋の火災予防運動期間には、重点的に山火事防止の看板を登山道に取り付けるなど、ハイカーに火災予防を呼び掛けてきました。

平成23年１月24日（月）、６時03分、「鹿島神社付近から炎のようなものが見える」との通報があり、６時04分高砂市消防本部から出火報が発令されました。覚知時刻の気象状況は、北北西の風（平均風速0.5m毎秒）、湿度98.3％を観測しており、高砂市消防本部では乾燥・濃霧注意報発令中でした。この火災で、隣接する加古川・姫路市の山林を焼損し、発生から鎮火まで６日間、延べ122時間にわたる、消火活動となりました。

覚知後、直ちに鹿島神社駐車場に現場指揮本部を設置し、消防本部、消防団を合わせて291名が出動し、地上からの消火活動を行いましたが、現場は急傾斜の山頂付近で消防水利の確保が困難な場所であり、長距離のホース延長、中継用可搬式ポンプの搬送等消火活動は困難を極めました。

鷹ノ巣山へ通じる、通称「馬の背」の登山路からホース延長し、可搬式ポンプ３台を設置して山頂付近へ消火活動を開始しました。その後、全分団出動となり、総員438名での消火活動となりました。また、

空からは兵庫県消防防災航空隊１機、応援要請に基づき岡山市消防防災航空隊１機、徳島県消防防災航空隊１機、香川県消防防災航空隊１機及び陸上自衛隊４機の計７機に出動して頂き、地上と空から日没まで懸命なる消火活動を展開しましたが、地上部隊の活動は現場の地形が急峻なうえ岩場が多いため消火活動は難航し、延焼の拡大を防ぐことは出来ずに日没となりました。

日没後も火勢は衰えるどころか、夜間の強風に煽られ、隣接する姫路市及び加古川市方面へ延焼拡大し、本来であれば夜間の消火活動の危険性を考慮して活動を終了するところでありましたが、民家への延焼の危険が出てきたため、夜を徹して民家付近の林野への放水を続けました。

翌25日早朝には、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、神戸市消防局、明石市消防本部、加西市消防本部、小野市消防本部、三木市消防本部及び大阪市消防局消防防災ヘリの応援を受け、消火活動を継続し、１月25日、15時00分に火勢鎮圧を確認し、その後も再燃を警戒して、監視とパトロールが続けられ、出火から５日後の29日午前８時にようやく鎮火宣言が出されました。

4　終わりに

今回の大規模な林野火災に際しましては、陸上自衛隊をはじめ、近隣各県、各市の消防関係機関等の皆様には、長時間にわたる消火活動に深く感謝するとともに厚くお礼申し上げます。

人命・家屋等に被害はなかったものの、高砂市の焼損面積は102ヘクタール、消火ヘリの散水回数延べ836回、散水量は763,500リットルで、出動団員数は交代要員を含め1,192名に及び、改めて林野火災の恐ろしさを実感したところです。

入山される皆様におかれましては、火気の取扱いには細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

なお、今後におきましては、高砂市、消防本部、消防団の連携を、これまで以上に強化していくとともに、郷土愛と消防精神に基づき、地域住民の安心・安全を守るために日々努力してまいりたいと思います。

少年消防クラブ指導者研修会を開催

少年消防クラブ活性化推進会議

少年消防クラブ活性化推進会議（事務局：㈶日本消防協会及び（財）日本防火協会）では、平成23年６月４日（土）及び５日（日）の２日間、モデル少年消防クラブの指導者を対象に「少年消防クラブ指導者研修会」を東京都内で開催しました。

本研修会には、平成23年度に選定された全国のモデル少年消防クラブ指導者約40名が参加し、初日はルポール麹町にて基調報告、班別に分かれてクラブ活動に関する意見交換、情報交流を行いました。

２日目は東京消防庁協力の下、東京消防庁消防学校にて、調布消防少年団による訓練を見学したうえで、実技による指導訓練を実施しました。

これら研修会で得られた成果を、それぞれの地域に持ち帰っていただき、今後の少年消防クラブ運営や活動の一層の充実が図られることを期待しています。

【主な内容】

１　６月４日（土）

⑴　基調報告（平成22年度モデル少年消防クラブ指導者からの基調報告）

①　川沿少年消防クラブ指導者　山﨑英雄氏（北海道札幌市）

②　おおのじょう少年消防クラブ指導者　上野修氏（福岡県大野城市）

各クラブの発足から活動内容、成果、課題、22年度の活動などを報告しました。

⑵　DVD上映

ドイツ連邦共和国の青少年消防隊の活動実態を紹介するDVDを視聴しました。

⑶　班別意見交換

２班に分かれ、「クラブ運営上の課題」や「クラブ活動の活性化・充実方策」などを主なテーマとして班ごとに活発な意見が交わされました。

［意見］

○子供たちが興味を引く訓練

・一泊の野外研修は人気があり、多くのクラブ員が参加するので、その中で様々な

研修（着衣泳など）を実施している。

・発表会や出初め式、地域の祭り等で発表の場を設けることにより、その目標に向けて真剣に取り組むようになったので、日常の訓練で緊張感を持つようになった。

○各訓練や活動に対する検定、資格

・様々な資格を設け、取得した資格に応じバッジなどを与えると、バッジをつけることが子供の誇りなったので、全国的な資格があるといい。子供たちの励みになるような制度があればいい。

○障害を持った子供の受け入れについてなど

(4)　討議結果報告

各班から出た意見を集約し、班の代表者が発表しました。

2　6月5日（日）

(1)　調布消防少年団の訓練見学

調布消防少年団員の訓練を見学し、指導のポイントなどを学びました。

(2)　研修参加者による実技訓練

3班に分かれ、規律訓練、結索訓練、ポンプ取扱い訓練を実施しました。

平成23年度第1次補正予算等における被災地消防機関への支援事業について

総務省消防庁

1．補正予算（第１号）の大要

今般の補正予算は、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上することとし、その財源としては追加の公債を発行せず、歳出の見直し等により確保することとしたものである。

まず、歳出面においては、東日本大震災関連経費として４兆153億円を計上し、その内訳は、①災害救助等関係経費4,829億円、②災害廃棄物処理事業費3,519億円、③災害対応公共事業関係費１兆2,019億円、④施設費災害復旧費等4,160億円、⑤災害関連融資関係経費6,407億円、⑥地方交付税交付金1,200億円、⑦その他の東日本大震災関係経費8,018億円となっている。

これらの歳出を賄うため、既定経費の減額として３兆7,107億円を計上し、その内訳は、①子ども手当の減額2,083億円、②高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う道路交通円滑化推進費の減額1,000億円、③基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入れの減額等２兆4,897億円などとなっている。

また、歳入面においては、高速道路の料金割引の見直しに伴う（独）日本高速道路保有・債務返済機構からの納付金2,500億円など税外収入3,051億円の増収を見込んでいる。

2．消防庁所管分の概要

補正予算（第１号）のうち総務省所管分（総計1,724億円（追加施策に係る所要額1,881億円、既定予算の減額▲157億円））については、①地方交付税の増額（1,200億円）をはじめ、②被災地で活動を続ける緊急消防援助隊等の活動に対する補償や震災等で大きな被害を受けた消防防災施設・設備の復旧等（622億円）、③本庁舎に壊滅的な被害を受けた被災団体等の行政機能の応急の復旧（37億円）、④情報通信基盤の復旧（22億円）など、これら当面の復旧活動に必要な施策について予算措置を講じるものである。

このうち、消防庁所管分（消防団関連）については、大きく２つの柱ごとに４事業を計上している。以下、その概要を説明する。

(1) 被災地で活動した緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償

① 被災県内において応援活動を行った消防機関の活動経費（災害発生県内消防応援活動費交付金；４億円）

東日本大震災の発生に伴い、被災した県内において応援活動を行った消防機関（消防団を含む。）の活動に要する費用を支出するものである（国庫9/10、被災県1/10）。

これは、今回の震災においては、国

（消防庁）の全体調整のもと、被災県の緊急消防援助隊調整本部の指揮により、被災県内の応援消防本部・消防団が緊急消防援助隊と連携して消防機関（消防団を含む。）として一体になって活動していたことに鑑み、当該応援経費を全額地方負担とせず、応援調整を行う被災県に対し国が9/10を支援するスキームを創設したものである。

この交付金の対象となる費用としては、具体的に以下のものが該当する。

（ア）県内応援の消防機関の隊員・団員の手当（特殊勤務手当、時間外勤務手当など）

（イ）県内応援の消防機関の隊員・団員の旅費

（ウ）県内応援の消防機関の活動のために使用した当該県内応援の消防機関の施設（消防用自動車、資機材等）に係る修繕料及び役務費（点検費、運搬費など）

（エ）県内応援の消防機関の活動のために使用した当該県内応援の消防機関の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

（オ）県内応援の消防機関の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

すなわち、県内応援の消防機関が、消防庁長官の指示に対応して臨時・追加的に必要とする経費全般（いわゆる掛かり増し経費）を国の負担の対象としているものである。

② 消防職団員に対する賞じゅつ金（33億円）

今回の震災に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡し又は障害の状態となった消防職団員に対し、賞じゅつ金を支給するものである。

なお、予算額33億円は、４月７日時点でお亡くなりになった消防職団員（111名）がすべて特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく公務災害を受けたと仮定して計上したものである。

なお、直近の人的被害の状況は、下表のとおりである。

【表１】人的被害

	死　者	行方不明者	合　計
消防職員 （平成23年５月16日現在）	20人	7人	27人
消防団員 （平成23年６月８日現在）	192人	57人	249人
合　　計	212人	64人	276人

⑵ 被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧

今回の震災においては、被災地の消防防災施設・設備も大規模な被害が生じている（概要は下表）。

【表２】消防本部・消防団の建物被害

（消防本部については平成23年５月16日現在、消防団については平成23年５月18日現在）

	被害の状況
消防本部	被害箇所129カ所 （全壊16カ所、半壊６カ所、一部損壊107カ所）
	うち本部・消防署……被害箇所48カ所 （全壊5カ所、半壊１カ所、一部損壊42カ所） うち分署または出張所等……被害箇所81カ所 （全壊11カ所、半壊５カ所、一部損壊65カ所）
消防団	使用不可　405カ所
合　計	全被害箇所　534カ所

【表３】消防本部・消防団の車両被害
（消防本部については平成23年５月16日現在、消防団については平成23年６月８日現在）

	被害の状況
消防本部	車両70台・消防艇１隻
	うち消防ポンプ車…20台　化学車…４台 救急車…13台　救助工作車…３台 消防艇…１隻　その他（広報車）…30台
消防団	車両232両
	うち消防ポンプ自動車…46台 小型動力ポンプ付積載車…174台 その他の車両…12台
合　計	車両302両・消防艇１隻

①　消防防災施設災害復旧費補助金（208億円）

②　消防防災設備災害復旧費補助金（73億円）

上記のような被害が生じている被災地の消防防災施設の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体に対して交付するものである（国庫2/3）。

対象となる被災地とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体または当該特定被災地方公共団体である市町村が加入する一部事務組合若しくは広域連合を指す（同法第７条）。

対象となる施設・設備は、

○　常備消防関連……消防庁舎や出張所、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車など

○　非常備消防関連…消防団拠点施設、普通消防ポンプ自動車、消防救急無線など

○　住民への避難広報関連……防災行政無線、震度情報ネットワークなど

となっており、消防団関連の施設・設備を含め、消防に関連する施設及び設備を幅広く対象としている（メニュー数は①では12、②では40に及ぶ）。

また、被災地方公共団体にとって使い勝手のよい補助金となるよう、

○　個別の施設ごとの補助基準額を廃止し、実支出額を補助対象経費とすること

○　本来の補助事業では新規製品のみを補助対象としているが、今回の震災により一部を損壊した施設等については、修繕費も補助対象経費とすること

○　防災行政無線や消防救急無線については、アナログ式だけでなく、デジタル式での復旧もできるようにしたこと

などにより、地方公共団体の被災状況に応じて柔軟に対応できるよう配慮した。

なお、地方負担分（全体事業費の1/3相当分）については、補助災害復旧事業債（充当率100%、後年度元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入）の充当が可能となっている。

○平成23年度一次補正予算における消防団関係の措置状況（消防団関係について整理したもの）

① 消防機関の県内応援活動経費　3.8億円（常備・非常備の計。以下同じ。）

・今回の地震及びこれに伴う津波の発生に伴い、被災県内等において応援活動を行った消防機関（常備、非常備）の活動に要する費用を支出する。

（国庫9/10）

② 消防職団員に対する賞じゅつ金　33.3億円

・今回の震災に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡し又は障害の状態となった消防職団員に対し、消防庁長官表彰に伴う賞じゅつ金を支給する。

③ 消防防災施設災害復旧費補助金　207.8億円

・うち、消防団関係では、今回の地震及び原発事故の発生に伴い、被災地の消防団拠点施設の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災市町村に対して交付する。

（国庫2/3）

※地方負担については、災害復旧事業債（充当率100%）及び普通交付税（元利償還金の95%算入）による地方財政措置がある予定。

④ 消防防災設備災害復旧費補助金　73.0億円

・うち、消防団関係では、今回の地震及び原発事故の発生に伴い、被災地の消防団車両及び資機材等の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災市町村に対して交付する。

（国庫2/3）

○その他の消防団関係の支援事業

消防団員の惨事ストレスについて

消防団員の惨事ストレスについては、すでに厚生労働省と連携協力し、被災地で活動している「心のケアチーム」の支援を受けることができるよう対応したところ。

しかしながら、津波による甚大な被害を受けた沿岸部市町村においては、凄惨な現場活動に従事した消防団員も多く、かつ、各種の災害対応関係業務のため、消防団員の心のケアへの対応が困難な状況も考えられることから、消防庁において、消防職員と同様に精神科医等による専門家チームを被災地市町村（消防団）に派遣することとする（平成23年度既定予算により対応）。

1．対象市町村（消防団）

原則として岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部市町村の消防団

2．専門家チームの活動内容及び派遣時期

(1) 専門家チームの活動内容

具体的な活動内容は、次の通りを基本とするが、要望調査の結果を踏まえて、各市町村（消防団）と調整

【活動内容】

事前に「惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト」の確認を実施のうえ、午前は全体講義、午後は重症度割合の高い者及び特に希望する者を対象に専門家による個別カウンセリング等を実施

(2) 派遣時期

概ね、７月上旬以降

3．その他

本事業については、消防庁と（財）日本消防協会の共同事業として実施

中学生を対象に「災害図上訓練」を実施
～自らの目で地域の弱点を発見！～

神奈川県川崎市中原消防団　団長　田中　実

1　はじめに

このたび発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大の巨大地震であり、地震と大津波などにより未曾有の被害をもたらしています。

犠牲になられた皆様並びに消防職・団員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2　地域の特性

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、南北を東京都と横浜市に隣接し、東京湾から多摩丘陵にかけて多摩川に沿った東西に細長い形で、京浜工業地帯の中核として発展した南東部から自然豊かな北西部まで、各地域で特色のある街並みとなっています。川崎市には、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の７区があり、それぞれ、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

そのうち中原消防団が管轄区域とする中原区は、川崎市の中央部に位置し、区域の大部分は多摩川に抱かれた平坦部であり、県下でも有数の品質を誇るパンジーの生産で知られています。さらに、平成22年３月には区のほぼ中央に位置するJR南武線の武蔵小杉駅に接続した、JR横須賀線の武蔵小杉駅が開業し、南武線から新宿・池袋・成田空港方面や横浜・鎌倉・伊豆方面への乗換えがとても便利になり、これまでの東急東横線・東急目黒線との乗り換えともあわせ、新たな交通拠点として生まれ変わりました。そして、この武蔵小杉駅を中心に再開発が大規模に行われ、商業施設や超高層マンションが多数建設され、急激な人工増加が進んでおり、市内で最も人口の多い区となっています。

また、等々力緑地には、平成17年からJ1に昇格した「川崎フロンターレ」のホームグランドである陸上競技場、とどろきアリーナ（多目的屋内施設）、市民ミュージアム（美術館）などもあり、市民の憩いの場になっている地域でもあります。

中原消防団員は、自営業、農業、サラリーマン等多岐にわたる職業に従事しながら、いざ火災などの災害が発生したとき「自分達の町は自分達で守る」という郷土愛護の精神で、防ぎょ活動に従事し、市民の皆様の生命、身体、財産を守っております。このため、日夜、ポンプ操法訓練、同時多発火災に対する対応訓練、各種講座、研修などの消防団活動を精力的に実施し、団員の技術力、精神力などを向上させながら災害に備えており、活力に満ちた魅力ある消防団と自負しております。

3　中学生を対象にした災害図上訓練（DIG）について

首都直下型の大地震や駿河湾沖を震源とした巨大地震が懸念されている昨今、震災に備えて、地域防災力の強化が必要不可欠と考えております。そこで、中原消防団では中原消防署に協力して、平成21年度から川崎市内初の試みとして、区内の中学生を対象にした災害図上訓練（DIG）を実施し

ましたので、その概要について御紹介いたします。

この災害図上訓練、『DIG』とは、Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）の略で、英語の動詞の『dig』〔掘り起こす、探求する、理解する〕にも意味をかけているそうです。

DIGは、自衛隊の演習方式を活用して、1997年に三重県消防防災課に勤務していた平野昌氏と防衛庁防衛研究所に勤務していた小村隆史氏、三重県在住の防災ボランティアとの出会いの中から生まれ、その後、DIGも修正を重ね、地域防災力の向上を図る上で、より実践的で効果的な手法となりました。

一般的な訓練内容としては、自分たちの住むまちの白地図を囲み、町のつくり、災害に対し強いところ、弱いところ、地域の防災資源など、訓練の参加者たちが意見を出し合い、色塗りをしながら認知し、地域の課題や災害に立ち向かう手段を地図上から検討するものであり、訓練参加対象によっては、同じ地域の方とのコミュニケーションも図れることから、〔災害を知る、地域を知る、人を知る！〕というキャッチコピーが、ズバリ当てはまる訓練だと思います。

中原区の管轄署である中原消防署では、中学生が昼間人口に占める割合が高いことに着目し、昼間の大規模災害発生時における防災活動において、即戦力として期待の持てる『中学生』に防災意識を高めてもらうことと、次世代の防災リーダー育成を目的として、中学生を対象にしたDIGを実施することを決め、我々中原消防団もその趣旨に賛同し協力することとしました。

訓練を指導する際に必要な知識・要領を習得するため、消防職・団員を対象にした研修会を行って指導員を養成するとともに、訓練に使用する各中学校の通学区図や各種資料の作成、指導方法を何度もシュミレーションし、検討を重ね消防団と消防署が一丸となって120％の準備体制を整え、平成21年度のモデル校として、次の２校を対象に『ＤＩＧ』を実施しました。

【実施日等】

○　平成22年１月22日（金）
　市立住吉中学校　参加者：181人
　〔２年生110人、教諭５人、自主防災組織等20人、区役所２人、消防団員20人、消防職員24人〕

○　平成22年１月25日（月）・29日（金）
　市立今井中学校　参加者：各日130人
　〔２年生68人、教諭６人、自主防災組織等14人、区役所２人、消防団員16人、消防職員24人〕

１月22日、初めてのことで誰もが不安と緊張に包まれた雰囲気の中、いざ訓練が始まると、今まで準備を積み重ねてきた自信と持ち前の巧みな話術により、指導者の消防職員、中学生、自主防災組織等、消防団員で構成される各班に別れ、ワイワイガヤガヤと言い合う輪ができました。用意した中学校の通学区の地図の中に、次々と鉄道、主要道路、河川や災害時用援護者が居住する場所等を書き込み、完成した地図を見ながら「大人がいない時間に大地震が襲った時に、ご近所に声をかけて一時的に避難する場所はどこか、その後広域避難場所まで

《消防団員もお手伝い》

《住吉中学校でのDIG風景》

行く際にどの道を通るのが安全か」「日頃から何を準備し、どのような対策をするべきか」を真剣に検討していました。参加した中学生からは、「区内を縦に通る道路はあるけど、横は少ないね」「意外と地形を知らなかった」「家族と落ち合う場所を決めよう」「地区内には消防署（所）が１つもないね」など自らが作業したからこそ知り得たことがたくさんあり、それらは、講義に比べより強く印象に残っているようでした。

訓練の締めくくりに、進行役の消防職員から「大地震が起こった時、あなたたちの若い力、想像力が必要なのです。一緒にがんばりましょう！」。また、進行の補助を務めた消防団員からも「地域の担い手としてのあなた方は、わが子同然。訓練の成果を活かし、助け合いの気持ちを大切にしよう！」という熱い思いの言葉を送りました。

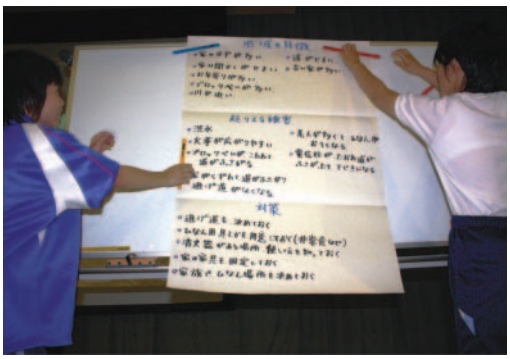

《地図から地域特性や危険個所の抽出》

今回の訓練を通じて、一人でも多くの生徒たちが何かを感じ、災害時の減災に繋がる行動を地域住民と共に行ってくれることを、指導を担当した消防職・団員一同が切に願っております。

《DIGで分かったことを発表》

4　おわりに

我々消防団は、地域への密着、関わりが深い人達で組織されています。その組織力を生かせる我々だからこそ、地域に密着した活動をしなくてはいけないと考えています。平成21年度はモデル校として市立中学２校で実施し、平成22年度は７校と１町内会で実施しました。平成23年度も継続して中原区内の全中学校及び町内会での計画を進めております。

平成23年３月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震を教訓に消防職・団員もさらなる指導能力向上のため日々研鎖に努めております。さらに今後は、この訓練の対象を区内の自主防災組織、そして企業にも広げて行きたいと考えており、この訓練によって、少しでも地域の防災対応力の向上に繋がれば幸であると考えています。また、全国のみなさまも本訓練を参考にしていただき、地域の防災対応力の向上の一助になればと思います。

消防職団員のための各種共済事業等について
福祉共済事業・消防互助年金事業・火災共済事業

（財）日本消防協会・（生協）全日本消防人共済会

○福祉事業

昭和44年７月に発足しました消防団員福祉共催事業は、当初民間保険会社へ委託方式でスタートしましたが、昭和55年７月から財団法人日本消防協会による自家共済へと移行し、名実ともに消防団員の共済制度として多くの実績を上げてきました。

発足当初の消防団員の加入者数は、9,400人余で、加入率は0.8％にすぎませんでしたが、41年を経過した平成23年３月末日の加入者数は880,086人余で消防団員のほぼ全員が加入しており、この種の共済制度では他に例をみない極めて高い加入状況となっています。

また、給付内容については、自家共済となった昭和55年以降加入者への手厚い補償を第一に給付金の増額に努めてまいりました。平成23年３月11日に発生しました東日本大震災は、未曾有の巨大災害であり、かつてない極めて多数の消防団員が殉職されたことに伴い、次のように福祉共済事業の特例措置を講じることといたしました。

① 共済制度としてこれまでの額の共済金を支払うことが困難となりましたので、当分の間、殉職者にお支払いする弔慰金等の額は1,200万円（弔慰金又は重度障害見舞金1,100万円+遺族援護金100万円）となります。なお、他の給付については、これまで通りの額が支給されます。

② 今回の災害では、多額の支払準備金を取り崩して弔慰金等をお支払いすることとしていますが、今後も大地震や激甚な風水害の発生の可能性を考え、できるだけ早期に、これまでの支払準備金等を確保しておく必要があります。このことから、平成24年度から平成26年度の３年間に限り、掛金を現行の3,000円から4,000円に改定いたします。

消防団員の方々が消防活動に際してのみならず、不慮の事故や病気による入院等、万一の場合に低額な掛金で充実した保証を実現できることから、この事業は相互扶助の観点から大きな役割を担っているといえます。

1　福祉共済の給付内容

加入者（消防職・団員等以下「団員等」という。）が被災した場合に福祉共済事業から給付される内容は、次のとおりであります。

（１）遺族援護金

団員等が事故または疾病により死亡した場合には、遺族援護金として100万円が支給されます。

（２）弔慰金、弔慰金救済金

災害現場等において、公務により死亡した場合には当分の間、弔慰金として1,100万円が支給されます。弔慰救済金については、贈与しないことといたします。

（３）生活援護金

団員等が事故または疾病により両眼を失明するなどの重度の障害の状態となった場合　には、生活援護金として100万円が支給されます。

（４）重度障害見舞金

災害現場において、公務により重度の障害状態になった場合には、当分の間、重度傷害見舞金として1,100万円が支給されます。

（５）障害見舞金

団員等が事故または疾病を原因として障害の状態になった場合には、その障害の状態の程度に応じて6万円以上50万円以下の範囲において、障害見舞金が支給されます。

（６）入院見舞金

団員等が事故または疾病の如何を問わず、15日以上入院した場合に、入院期間120日を限度として、日額1,500円の入院見舞金が支給されます。

（７）保育援護金

災害現場等において、公務により死亡し、又

は重度障害の状態の場合であって、当該　団員等に未就学の被扶養者がいる場合は、保育援護金として被扶養者一人につき25万円が支給されます。

2　加入資格者

（1）加入資格者

福祉共済への加入資格者は、年齢80歳６ヶ月未満の消防団員等で効力発生の前日において健康であるもの。ただし、継続加入（更新）の場合は健康状態を問わないものとされております。

（2）　加入を希望する消防団又は消防本部ごとに加入者をとりまとめ、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、各都道府県協会へ提出することになっています。

3　共済掛金等

（1）　共済掛金

平成23年度の掛金は、加入者一人あたり年額3,000円です。平成24年度から平成26年度の掛金は、加入者一人あたり年額4,000円です。

（2）共済期間

毎年４月１日から翌年の３月31日までの１年毎に更新することとしています。

なお、年度途中での新規加入も認められています。この場合は、その年度が終了する３月31日までの残りの期間を補償することとなり、残期間に応じて、掛金も逓減する仕組みになっています。

（3）掛金の払込

毎年契約更新月である４月１日の前月の15日、即ち、３月15日までに都道府県消防協会へ掛金を送付しなければならないことになっています。

なお、年度途中の加入者については、毎月15日までに所定の書類を添えて、都道府県消防協会へ送金すれば、翌月の１日から効力が発生することになります。

4　共済金の請求と支払い

共済金の支払事由が生じたときは、所定の消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書を作成し、必要に応じ添付書類を添え、都道府県消防協会を経由して日本消防協会（福祉部）へ提出する。当協会では、提出された共済金支払請求書を審査決定し、都道府県消防協会及び市町村消防団事務担当課を経由して受取人に共済金が支払われることとなります。

なお、支払共済金が遺族援護金・弔慰金の場合、その受取人の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後にすることとなっており、また、受取人（兄弟姉妹等）が二人以上に及ぶ場合は、代表受取人に対する委任状が必要となります。

5　福祉増進事業

（1）加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業

（2）消防団の大規模災害活動に対する支援事業

（3）殉職会員の慰霊祭の事業

（4）その他この制度への加入促進と維持発展を図るため効果的と認められる事業

以上、消防団員福祉共済事業のあらましについて述べましたが、昭和44年の制度化以来、一貫して低廉な掛金で高額な保障を目指して事業運営を行ってきた結果、消防団並びに関係各位のご理解を得て、平成８年７月１日に、消防団員のほぼ全員の加入を見るに至り、この制度も完全に定着したといえます。

冒頭にも述べたように、真に消防団のための共済事業として、少しでも消防団員のお役に立つべく、今後とも、一層の努力をしていかなければならないと思っています。

併せて、消防団員の処遇改善の一助として、この制度に対する市町村ご当局を始め、関係各位のより一層のご支援ご協力をお願いする次第です。

○消防互助年金事業

人生80年時代、老後をいかに充実させるかは、誰しも大きな関心事であります。公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられていますが、定年後からの生活設計を考えなければなりません。

消防互助年金制度は消防団員等の老後の安定と福祉の向上のため創設された制度であります。予定利回りは1.25%（平成23年５月１日現在）となっており、一人でも多くの方に加入していただき、この消防互助年金制度をさらに大きなものに発展させていきたいと考えています。消防団員一人ひとりの老後のゆとりと生活向上のために、一層のご理解とご協力をお願いします。

1　消防互助年金の特徴

①積立方式の年金制度で、加入コースには税制適格コースと自由選択コースの二種類があります。

②年金は支給開始時に10年確定年金（３％逓増型・定額型・５年前厚型）と10年保証終身年金（３％逓増型・定額型）の五種類から選択できます。また、年金に代えて一時金で受け取ることもできます。

③中途脱退年金受給資格を取得した場合には、支給開始年齢に達する前でも、年金で受け取ることができます。

④中途で脱退した場合はそれまで積み立てられた一時金をお支払いします。また、中途で死亡された場合はそれまで積み立てられた一時金に１回分の掛金を加算した額をお支払いします。

⑤自由選択コースについては、積立期間中に一部払い出しができ、結婚・住宅・教育などの資金に活用できます。

⑥払込保険料は、税制適格コースの場合は個人年金保険料控除、自由選択コースの場合は一般の生命保険料控除の対象となります。

⑦年１回の決算に基づき、加入者の積立金を計算し、積立金残高をお知らせします。

⑧消防団を退団した後も継続加入できます。

2　加入資格

本制度に加入できる方は、消防団員、消防職員、消防事務担当の方で、年齢満60歳未満（税制適格コースは満55歳未満）の方が加入できます。

3　新規加入申込みと加入契約日

①新規加入の申込みは、いつでもできます。

②加入日は、１月１日、４月１日、７月１日及び10月１日の年４回です。

4　掛金と加入口数

①掛金は半年払いで１口6,000円です。（制度運営費１％を含んでいます。）

②加入口数は最低５口、最高50口とし、両方のコースに加入できます。

③掛金の払込みは、満65歳に達する日の属する月分までとします。

④掛金の納付は口座振替とし、年２回、加入者の指定する口座から自動振替します。

5　増・減口と払込停止

加入口数の増口・減口もできます。

減口は、両方のコースとも原則として５口を下回ることはできませんが、自由選択コースに限っては、一定の事由によって全部を減口することができます。

また、増口・減口の時期は、年２回加入応当日です。

6　年金の支給開始年齢

①支給開始年齢は満65歳です。

②平成15年４月以前に加入いただいた方の年金支給開始年齢は満60歳及び満65歳の二種類です。

7　給付の種類

（１）基本年金

①　10年確定年金

加入者の生死にかかわらず10年間に限り年金が支払われます。

（３％逓増型、定額型、５年前厚型）

②　10年保証終身年金

10年間の保証期間中は、加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。また、保険期間中に一時金での受取りを希望された場合には、残余期間に対応する一時金が支払われ、保証期間経過後に加入者が生存されているときは、年金の支払いが再開されます。

（３％逓増型、定額型）

（２）中途脱退年金

加入者が加入期間等の一定条件を満たせば、年金の支払いを受け取れます。

（３）遺族一時金

掛金払込期間中に加入者が死亡した場合、死亡時に積立金をお支払いします。

（４）脱退一時金

加入者が死亡以外の事由で脱退した場合、脱退時の積立金をお支払いします。

○婦人消防隊員等福祉共済事業

1　制度のあらまし（設立の経緯及び目的）

平成４年に当共済制度が設立されました。それまでは消防団員の方に対する共済制度はありましたが、婦人消防隊員等を対象とした保障制度は何もなく、それでは安心して防災活動ができないことなどから、この新しい共済制度ができました。

2　対象となる活動等

①防災活動中とはクラブ員、消防隊員としての

活動（クラブ・隊の規約に明記されている活動のことをいいます。全国女性消防操法大会やその訓練も防災活動中となります。）

②その防災活動中の事故により傷害を受けた場合、共済金が受け取れます。

③さらに、防災活動中ではなくても、普段の病気による死亡・入院の場合にも共済金が受け取れます。

3　婦人共済の５つの特典

①少ない掛金（年額800円）で保障範囲がワイドで中途加入も可能です。

加入できるのは４月１日、７月１日、10月１日及び１月１日の年４回で、掛金800円、600円、400円、200円と加入月によって変わります。

例えば、一ヶ月当たり67円、１日当たり２円19銭と少ない金額で長い期間保障です。

②年齢に関係なく掛金は、同じです。

③中途加入の場合でも、保障は全て満額です。なお、保障期間は毎年４月１日から翌年３月31日までとなります（途中加入の場合は、加入日から次の３月31日まで）。

④手続きが簡単です。

加入方法は、個人又は隊、若しくはクラブ等ごとに、所定の申込書に加入者の氏名を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）担当者に加入の申込みをするだけです。

⑤加入申込み時に年齢満76歳未満で、健康であれば、無審査で加入できます。

他の保険等の中には医師の診断書を必要とするものがありますが、当共済では不要です。

なお、健康というのは、防災活動の遂行に支障がない状態をいいます。

4　共済金の給付の種類

①弔慰金又は重度障害見舞金

ア）災害発生時等の防災活動に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合　500万円

イ）防災活動（アの防災活動を除く）に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合　300万円

ウ）上記以外の事由で死亡又は重度障害状態の場合　30万円

②障害見舞金

障害の程度（２級～７級の６段階に分かれます。）により25万円～３万円が支給されます。

③入院見舞金

防災活動中の事故又は疾病が直接の原因による入院であれば10日以上120日まで、それ以外の事由であれば20日以上120日までとして、１日当たり600円支給されます。

5　共済金の請求方法

①市町村（消防本部）等の担当者へ連絡をし、共済金請求書を貰うか、当会のホームページから様式をダウンロードして印刷し、医師になるべく詳しく症状及び処置内容等を記入してもらいます（症状及び経過（処置内容）がハッキリ明記されていないと適正に審査をすることができないため、障害見舞金等を受け取れないなどの不都合が発生する事があるからです。）。

②請求書を市町村（消防本部）等の担当者へ提出し、その後担当者等において必要な事務処理後、各都道府県消防協会へ送付され、その後当会へ請求書が送付されます。

③審査終了後、共済金は各都道府県協会を通じて市町村（消防本部）等から本人口座へ送金されます。

○防火防災訓練災害補償等共済制度

1　防火防災訓練の必要性

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加し、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

2　共済制度の目的

市町村等が防火防災訓練で発生した事故に対して損害賠償及び災害補償を行う場合に、一時的に多額の財政負担が生ずることになります。

このような一時的な財政負担を全国的な共済制度によって合理的に危険分散することにより、市町村等の財政負担を軽減することを目的に創設されました。

3　てん補対象となる訓練

加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任を持って補償する訓練が当共済制度のてん補対象となります。

てん補対象となる訓練は以下のものになります。

（1）市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、住民を対象としたもの。

（2）地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ・幼少年消防クラブ等も含む。）主催の防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

（3）地域内の町内会や女性協議会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

※　国民保護法で定める訓練についても、上記に該当する場合はてん補の対象となります。

4　てん補の種類

てん補には大きく「損害賠償」と「災害補償」があります。

（1）損害賠償に対するてん補

市町村等に法律上の賠償責任がある事故に対して、「損害賠償死亡一時金」又は「損害賠償傷害一時金」をてん補します。

①　損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当核事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり「5,000万円」を限度としてて補します。

②　損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款別表第１に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を１人当たり障害の程度により、5,000万円～500万円を限度としてて補します。

（2）災害補償

市町村等又は防災訓練主催者側に法律上の賠償責任は発生しないが、市町村等がその訓練において発生した事故による被害者に対し責任をもって補償をする場合にてん補します。

①　災害補償死亡一時金

補償対象者が事故によって傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行う場合には、１人当たり「700万円」を限度としてて補します。

②　災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより治癒後180日以内でかつ、事故後１年６カ月以内において、約款別表第２に定める程度の後遺障害が生じ市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じ700万円～70万円を限度としてて補します。

③　入院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため病院等に入院し、市町村等が補償を行う場合は、3,500円に入院日数（その日数が90日を超えるときは90日）を乗じて得た金額をてん補します。

④　通院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し市町村等が補償を行う場合は、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額をてん補します。

なお、入院療養補償と通院療養補償の両方についてて補する必要のある場合は、入院療養補償の最高限度額をもって限度とします。

⑤　休業補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより就業できず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数を乗じて得た金額を、90日を限度としてて補します。

5　掛金の算出

（1）損害賠償と災害補償の両方契約の場合

1円×最新の国勢調査人口＝掛金（千円未満切り捨て）

（2）災害補償のみの場合

0.8円×最新の国勢調査人口＝掛金（千円未満切り捨て）

（3）人口5,000人未満の場合は、上記にかかわらず5,000円（イの場合は4,000円）です。

（4）年度途中加入の場合

年間掛金×残月数÷12カ月＝掛金（百円未満切り捨て）

6　事故が発生した場合

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合には、速やかに当会まで報告してください。

事故発生から30日以上経過して報告された場合には、てん補金をお支払いできないことがあります。

問い合せ先

当共済制度についてのお問い合わせ及び事故が発生した場合には下記までご連絡下さい。

また契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、（財）日本消防協会のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

（財）日本消防協会
電話　03（3503）1481
FAX　03（3503）1480
ホームページアドレス
http//www.nissho.or.jp

『互助マル君』

（生協）全日本消防人共済会

○火災共済事業

生活協同組合全日本消防人共済会（財団法人日本消防協会支援）の火災共済事業は、昭和29年に消防団・職員の協同互助精神に基づいて、生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は少しの掛金で高い補償が得られる内容となっています。加入者数は現在383,044人（平成23年3月31日現在、加入率43.2%）を擁する団体となっています。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動を続けておられる消防団・職員をはじめ、消防関係者が後顧の憂い無く災害活動に従事していただくための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部皆様方のご協力をお願いいたします。

1　共済の種類

B型火災共済

出資金　一人　2口200円をお願いしており、掛金は、5口500円から25口2,500円までの5口ごとの掛金で契約することができるもので、平成23年度は、全員契約10口以上を推進目標とし加入促進を図ります。

C型火災共済

出資金　一人　10口1,000円をお願いしており、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

2　共済の内容

掛金1口100円に対して15万円の共済金を補償するもので、掛金は1年掛（掛け捨て、ただし割り戻し制度あり）の契約になります。

B型火災共済

掛金は、5口500円から5口ごと25口2,500円まで選択できます。共済金は、掛金に応じて75万円から375万円の共済金となります。

C型火災共済

掛金は、1口100円から200口20,000円まで選択できます。15万円から200口3,000万円の共済金となります。

なお、動産の限度額は、50口750万円で、建物、動産の合計口数は200口3,000万円を超える

ことはできません。

3　共済期間

共済契約の効力を生じた日から１年間。

4　共済物件

建物　・組合員が所有し、居住する住宅
　　・組合員の親族が所有し、組合員が居住する住宅

動産　・組合員が生活している住宅内の動産

5　共済金が支払われる損害

火災共済金

・火災、落雷、破裂又は爆発による損害

風水雪害等共済金

・風水害（台風、水災、雪害及び土砂崩れ等）

・その他（車両の飛び込み及び航空機の墜落等）

6　加入対象者

全国の消防団員、消防官公署、消防協会及び消防人共済会の役職員等。

7　退職組合員利用者

在職期間が10年以上の者で、退団又は退職の際、組合員として、火災共済の契約者であったものは、引き続き退団又は退職後５年間に限り、この組合の火災共済に契約することが出来ます。

8　割戻金

当該年度に余剰金が出た場合、法定準備金等を差し引いた残金を契約者全員に対して、１口当たりの金額を算定し、掛金に応じた金額を割り戻します

9　その他

昨年度の特別加入促進キャンペーンに引続き、平成22年10月から23年９月末までに加入促進に実績のあった都道府県支部等に対し報奨として、消防団名入りのテントを配布することとしております。

是非この機会に新規加入・契約口数増口のご検討をお願いします。

問い合せ先

当共済制度についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

また、制度の内容等及び届出各様式等については、（財）日本消防協会のホームページの火災共済のコーナーから閲覧及びダウンロードができます。

生活協同組合　全日本消防人共済会
電 話　03（3503）1439
FAX　03（3503）1480
ホームページアドレス
http//www.nissho.or.jp
Eメール
kyousaikai@ nissho.or.jp

消防育英会評議員会・理事会

財団法人　消防育英会

㈶消防育英会は、５月23日（月）午前11時から日本消防会館において消防育英会評議員会・理事会を開催しました。

○　評議員会

秋本理事長のあいさつ後、議事に入り、議案の説明が行われ、原案のとおり承認され、協議事項についても了承されました。

第１号議案　平成22年度事業報告及び収支決算について

第２号議案　㈶消防育英会における最初の評議員の選任方法について

第３号議案　最初の評議員選定委員会設置及び運営規程について

第４号議案　㈶消防育英会における最初の評議員選定委員会委員の選任について

協議事項　新法人移行スケジュール及び新定款素案について等

○　理事会

高木会長野あいさつ後、議案の説明が行われ、原案のとおり承認され、協議事項についても了承されました。

第１号議案　平成22年度事業報告及び収支決算について

第２号議案　平成23年度㈶ＪＫＡ補助金申請書の提出について

第３号議案　㈶消防育英会における最初の評議員の選任方法について

第４号議案　最初の評議員選定委員会設置及び運営規程について

第５号議案　㈶消防育英会における最初の評議員選定委員会委員の選任について

協議事項　新法人移行スケジュール及び新定款素案について等

評議員会

理事会

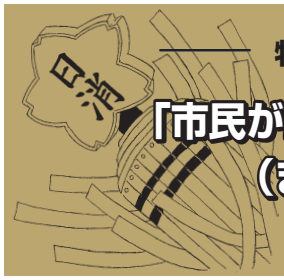

特別表彰「まとい」を受章して

「市民が主役のまちづくり」をめざして（まちが元気であるために）

滋賀県守山市消防団　団長　美濃部　安一

はじめに

平成23年２月24日、日本消防会館（ニッショーホール）で挙行された「第63回日本消防協会定例表彰式」において、高木繁光日本消防協会会長から消防団として最高の栄誉である特別表彰「まとい」を授与いただきました。

全国2,300有余の消防団の中から市制40周年を迎えた守山市に、この栄誉ある表彰を当市消防団が受章できましたことは、我々消防団員はもとより先輩諸兄の方々、守山市民、そして当市消防団にかかわる消防防災関係者にとりましてもこの上ない慶びであり、誇りとするところであります。

これもひとえに、守山市民の皆様の消防団に対するご理解とご協力、更に日本消防協会をはじめ、滋賀県、滋賀県消防協会および消防防災関係者各位の皆様の温かいご支援の賜と深く感謝いたしておるところであります。また、今日まで長きに亘り市民の安全安心を守るため、昼夜を分かたず努力を重ねてこられた諸先輩方と、消防団活動を陰から支えてこられた団員各位のご家族の皆様に対しまして、心から熱く感謝を申しあげる次第でございます。

守山市の紹介

守山市は、滋賀県の南部にあり、琵琶湖の東岸に位置し、県内最大の河川である野洲川がつくった扇状地性三角州低地上に位置しています。市域の総面積は55.73㎢、世帯数27,963世帯、人口77,946人（平成23年３月）を擁しています。

北東部は野洲市、南は草津市及び栗東市、西は琵琶湖と接しています。

守山市の歴史は古く縄文時代早期から「国の成り立ちと福祉の魁」を明らかにできるところです。弥生時代からムラが次々と生まれ、その遺跡集落の構造等から当時の政治のあり方がわかる国指定史跡が残されており、当時のクニの中枢と考えられたことから「邪馬台国」の所在地論にも加わった土地でもあります。そうした守山市は、琵琶湖と野洲川の恵みを受けた豊かな自然風土、ゲンジボタルが乱舞する美しい水環境、そんな緑豊かな環境を守り育てるなかで「のどかな田園都市」を標榜し、都市と自然が調和した暮らしやすいまちとして発展しています。

消防団の紹介

本市消防団は、本部１、分団数８、団員数219名［条例定数219名（内女性団員20名）］で組織しています。そして、県下で唯一、ファンファーレ隊（15名）を組織し、市消防出初式等で市民に幅広く演奏を披露しています。

消防車両等は、指令車１台、広報車１台、ポンプ車７台、小型動力ポンプ１台、ゴムボート３艇を配備し、また、市防災行政無線通信システムに消防団独自の団波を整備し、積載用無線機、携帯無線機を有効に活用し、防災啓発や災害発生に迅速に対応しています。また、毎月第一日曜日を防火点検日とし、全団員が各分団ごとに各種訓練や機械器具点検を行い、これらの状況を団幹部が巡視激励するなど、組織としては小規模ながらも、非常に統制のとれた組織力のある消防団であると自負しています。

消防団の活動

消防団員任免式（４月）

消防団の教養教育活動として、初任団員・新任班長教育訓練並びに分団長以上研修（県消防協会支部主催）や滋賀県消防学校での教育訓練にも多く団員を計画的に参加させ、高度な知識と技能習得また人材育成に努めています。また、市民の安心へのつながりとして、消防署の協力を得て、普通救命講習会を毎年開催し、応急手当と救命処置を習得した団員の養成にも取り組んでいます。

さらに、消防団員としての基本である消防操法訓練を各分団独自に訓練を重ね、毎年７月に「市消防団操法披露会」を開催し、訓練の成果を市民に披露する機会を設けるなど、団員の士気の鼓舞にも取り組んでいます。

また、当消防団では、火災等の発災時の被害軽減のため安全第一・早期集結・早期出動が歴史ある団の使命として引き継がれています。このため、非常召集訓練（抜き打ち訓練）を毎年２回以上実施しており、団幹部から消防団波にて災害想定場所へ出動させるなど、機動力を身につけるための実践に即した訓練を行っています。

滋賀県内は、琵琶湖西岸断層帯等、多くの活断層が存在しており、当市においても市民に対する地震災害に対する危機意識の高揚とこれらを含めた対策が急務でありますが、消防団員が先頭に立って地域住民のリーダーとして日頃の自治会等の訓練指導にあたっているところです。

防火防災啓発活動では、常備消防による消防啓発運動「消防フェスタ」開催に協賛し、搗き立ての杵餅を市民に振る舞い、防火防災広報、消防団活動への理解に努めています。

また、平成16年４月に女性による消防団活動を推進するため15名による女性消防分団である守山サンレディース（MSL）を発足し、幼稚園訪問や福祉施設訪問等、幅広い活動を行っています。平成22年４月には５人の定数増員を実現し、先般、新たな女性消防団員５名の入団辞令を交付し、今後の更なる防火防災活動の展開に意を新たにしたところです。

終わりに

このたび、３月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震では、東北関東地方を中心に人的・物的とも甚大な被害がもたらされ、被災された皆様を思うと悲痛でなりません。お亡くなりになられた方々におきましては、心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には謹んでお見舞いを申しあげます。一日でも早く、一人でも多くの方々が元の生活を取り戻し、復興の道が開けます

新任団員教養訓練（６月）

市長査閲・訓練礼式訓練（11月）

ことを切に願っております。

終わりにあたりまして、守山市消防団は地域の実情に精通しており、動員力及び即時対応力が優れた組織として市民から期待されています。その期待に応えるべく女性消防団員の採用、平成21年度から湖南広域消防局が制定した「消防団協力事業所表示制度」の運用を図り、３事業所が表示証の交付を受けるなどさまざまな取組みを行い、今後とも、先人の築いてこられた崇高な歴史をしっかりと引き継ぐとともに、社会の情勢にも敏感に対応できる地域の防人組織として、各種消防防災関係機関と協力し、「安心・安全な地域社会」に貢献できる活動を行っていきたいと考えています。

この度、受章した「まとい」を守山市消防団員の象徴として、誇りに思い、我々消防団員一同、郷土愛護の精神に基づき、市民の生命、身体及び財産を守る決意であります。今後とも、この受章に恥じないようより一層の努力精進し、伝統を引き継いでいきます。

最後になりましたが、この名誉ある受章にあたり、格別のご高配を賜りました日本消防協会、滋賀県消防協会、守山市消防団関係の皆様に改めて深く感謝の意を表し、更なるご発展と活躍をご祈念申し上げ、受章のご挨拶とさせていただきます。

東西南北 高知

「3消防団が合併して2年目の新生・香美市消防団」

香美市消防団　団長　三谷　賢一

1．香美市の紹介

香美市は、土佐山田町、香北町、物部村の三町村が平成18年３月１日に合併し誕生しました。旧三町村は、物部川の流域にあって古くから政治、経済、文化等のあらゆる面で密接につながってきました。合併によって、面積538.22㎢、人口約３万人の市となりました。

本市は、高知県の東北部にあり、四国山地南嶺から高知平野に至る清流物部川の上中流域に位置し、南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接し、県都高知市からも近い位置にあります。中山間地域が大部分を占め、農林業を中心とする第一次産業の盛んな地域で、中でもやっこねぎ、ニラ、ゆずの栽培が盛んで全国的にもブランド品としてその名を誇っています。また土佐打刃物やフラフ作りは伝統産業として息づいています。

そして、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞やアンパンマンミュージアム、物部川源流域の豊かな自然と素晴らしい奥物部山岳地帯は多くの観光客に喜ばれています。

このような多種多様な素晴らしい諸条件を生かして、これからの新しいまちづくりを進めるために、その基本理念を『輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり』と定め、「地域の良さを大切にするまちづくり」「みんなが元気で暮らせるまちづくり」を目指し、住民の自発的なまちづくり活動や、住民と行政の協働によるまちづくりに取り組んでいます。

2．香美市消防団の紹介

香美市消防団は、大正２年の美良布村自警団が組織されて以来、私設消防組、公設消防組、警防団、消防団と名称をかえて、平成22年４月１日に香美市内の土佐山田町、香北町及び物部町の３消防団が合併し発足しました。

団員においては、住民の生命、財産を災害から守るという消防精神で地域の発展のため活動してきました。

消防団の歴史のなかで忘れられないのが、昭和47年７月５日午前10時55分に発生した繁藤山崩れ災害です。消防団員15名を含む60名の尊い生命が奪われました。

この災害を風化させず教訓としていつまでも後世に受け継いでいかなければいけないと思っています。

昭和47年12月１日から３町村の合併前日まで、山田消防組合の組織として活動してきましたが、平成18年３月１日からは香美市の組織として、そして平成22年４月１日から香美市消防団としてスタートし、平成23年４月１日現在では、１本部、19分団、

香美市消防団合同訓練での「玉おとし」

371団員の体制となっています。

3．香美市消防団の活動

消防団活動は、１月上旬に香美市消防出初式として消防署、消防団が合同で行い消防職団員としての決意を新たにしているところです。

香美市消防団になってからは、土佐山田方面隊、香北方面隊及び物部方面隊として、旧町村単位で編成し、活動をしています。

火災や行方不明者捜索時の出動は、基本的には方面隊ごとにしていますが、災害の規模等により、全方面隊の出動もあります。

機械器具点検は、月１回以上、分団ごとに行い、放水、機械器具の取扱い、車両等の動作状況を確認しています。

訓練は、方面隊ごとに中継による放水訓練等を年２回、全方面隊合同訓練は競技形式による放水訓練を年１回行っています。

また、方面隊によっては独居老人宅の防火点検、火鎮祭の奉納相撲、地域のお祭りの警戒なども行っています。

4．おわりに

今日では、住民のきびしい視線が注がれるようになり、消防団員は非常勤の地方公務員であることをより一層強く認識し、行動しなければならなくなっています。

また、有事の際には、昼夜を問わず活動しなければならないという厳しさと過疎化による若年層の人口減少等により、団員の確保も難しい状況になっています。

このような状況下であるからこそ、消防防災の中核として地域住民の期待にこたえるように取り組んでいきたいと考えています。

物部方面隊放水訓練

東西南北
北海道

「地域に密着した消防団を目指して」

西十勝消防組合芽室消防団　団長　松浦　靖雄

1　芽室町の紹介

芽室町は、日高山脈の裾野に抱かれた十勝平野中央部に位置する人口１万９千人余の町です。

町の基幹産業は畑作を中心とした農業で、東西22.6㎞、南北35.4㎞、総面積513.91㎢の約42％を農地が占めており、日高山脈のパノラマを背景に一望千里の広大な畑作地帯は、北海道十勝の原風景であります。

また、日本有数の晴天率（平成８年度から10年間平均48％）を誇り、夏は昼間30℃以上となりますが湿度は低く、夜は涼やかな気温、その一方、冬は氷点下20℃以下になることもしばしばあり変化にとんだ気候も特色のひとつです。

このような自然環境の中で生産される馬鈴薯、小麦、小豆、ビート（甜菜）スイートコーンは当町を代表する作物で、その畑作面積と生産量、並びに品質は北海道において常にトップクラスとなっており、農業王国北海道の一員として確固たる位置を占めております。

2　芽室消防団の紹介

芽室消防団は、十勝西部地域の芽室町、清水町、及び新得町の３町で構成する西十勝消防組合に所属し、１団本部、２分団、団員数78名で、団員の平均年齢は43.6歳です。

消防団が運用する車両は、水槽付消防ポンプ自動車（水槽容量3,000ℓ）５台、団員輸送用大型バス（乗車定員42人）１台を有する陣容で活動をしております。

なお、西十勝消防組合は昭和44年に、北海道で初めての政令指定を受けた広域消防組織として誕生し、現在、組合管内人口は36,391人（平成22年４月現在）。組合組織は１消防本部、３消防署（職員数80名）５消防団（団員数263名）（職団員数は23年４月現在）であります。

演習　小隊教練

3　芽室消防団の活動

⑴　訓　練

芽室消防団の訓練の柱は、毎月２回行われる定期訓練で、夏季は午前５時30分、冬季は午前６時30分と、いずれも早朝に行われるにも関わらず、団員の出動率は70％以上にもおよび、消防団活動に対する団員個々の意気込みが伺えるものであります。

特に冬季の訓練時の外気は、最も冷え込みの厳しい時間帯で、しばしば氷点下20℃以下に達し、北海道の方言で言う「しばれる」極寒のさなか「ダイヤモンドダスト（大気中の水蒸気が氷結して微細な結晶となり大気中に漂う現象）」の輝きを浴びて行う訓練や活動は、北海道ならではの活動光景のひとつと言えるものです。

また、消防団と消防署の合同により、解体予定家屋等を火災想定とした実戦訓練を行い、消防職団員の連携強化と、火災防御

技術及び現場指揮要領の向上などを図っています。

さらに、毎年９月１日には、西十勝消防組合の構成町が輪番で会場となって行う「組合総合防災訓練」参加、町が行う防災訓練などを通じて、大規模災害の対応力強化に取組んでいます。

⑵　予防活動

予防活動は、消防団にとって重要な任務のひとつであり、特に地域に根ざした消防団は、地域の気候風土や実情を熟知し、地域密着型の予防活動を図る上で大きな力であります。

芽室消防団では、所属する10人の婦人消防団員が、手製の啓蒙グッズを携え、独居老人家庭訪問活動を行っているほか、火災予防期間中には消防車による広報活動、及び大型店舗において住宅用火災警報器の設置を呼びかけるなど、火災予防の啓蒙活動に取組んでいます。

また、町で開催される祭典や各種イベント時に、職団員が共同で作成したミニ消防自動車を展示するなどして火災予防に関するミニコーナーを作り、火災予防の啓発をすると共に、消防団の実像や活動を広くアピールしております。

4　結びに

本年３月に発生した東日本大震災では、あまたの方々の尊い命が犠牲となり、さらに今もなお多くの被災者の方々が住居を無くし、仕事を失い困難と苦難に耐えながら生活をされておられる現実に、ただただ言葉も無く、胸を痛めるところであります。

また、震災地域において多数の消防職団員の皆さんが、この未曾有の大災害に自身の苦悩を省みず立ち向かい、災害の最前線に立って被害拡大を防止し、多くの人命を救われた数々の活動に心から敬意を表するとともに、殉職された消防職団員の皆様とご家族様に深甚なる哀悼の意を表すると共に、甚大な被害と苦難に遭われた地域の皆様の、一日も早い復興回復をお祈り申し上げる次第であります。

演習　分列行進

夜間訓練　放水

消防団は、地域に根ざし、地域と協調し、地域と共に成長して、それぞれの地域の安心、安全を創りあげてゆくものであると考えます。

特に、大規模災害時において、地域の地勢や実情を熟知した消防団は、地域防災にとっていかに重要不可欠な存在であるか、この度の東日本大震災や、これまで発生した数々の大規模災害において証明されてきたものであります。

これら災害が残した痛みや事象を教訓として、さらに地域防災に力を尽くしてゆくことが私たちに与えられた責務であると考えます。

地域に密着した消防団は、少子高齢化の現状の中だからこそ消防団の充実と活性化が、防火防災のみならず、地域自体の活性化に連動してゆくものと考えます。

私ども芽室消防団は、今後も様々な活動を通じて、芽室町の安心、安全を支え創造し、「おらが町の消防団」と住民の皆様から信頼され親しまれる消防団を目指し活動を続けてまいります。

東西南北
秋田

「安心・安全なまちづくりを目指して」

大仙市消防団　団長　草彅　忠誠

1　大仙市の概要

「秋田県大仙市」は県南内陸部にあり、平成17年３月に８市町村が合併し誕生しました。仙北平野の中央部に位置し、東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走し、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った県内有数の肥沃な穀倉地帯で、生活文化を農業とともに創り上げてきた田園商業都市でもあります。古くから県南の交通の要衝であり、現在でも秋田新幹線や秋田自動車道の結節点として、また秋田空港へのアクセスも良く、首都圏からの多彩な交流が可能な立地にあります。

８月第４土曜日に「全国花火競技大会」が開催され、明治43年から始まった花火大会も昨年で100周年を迎えました。全国から選抜された一流の花火師たちが日本一の座を目指し、精魂込めて制作した花火を自らの手で打上げる国内で最も権威ある大会であります。花火の美しさ、豪快さに観光客を魅了しており、「花火のまち」としてますます盛り上がっております。

2　消防団活動

大仙市消防団は市町村合併とともに発足。旧市町村消防団の体制をそのまま引き継ぐ支団制を採用し、現在８支団45分団、1,347名（うち女性24名）で活動しております。ポンプ自動車６台、小型ポンプ付積載車65台、小型動力ポンプ121台を配備し

ております。

大仙市民は９万人ですが、８月下旬に開催される全国花火競技大会では、全市民の８倍にあたる70万人の観光客を迎えるため、消防団員が大会関係機関と連携し、万全を期して警戒業務にあたり安全確保に努めております。

昨年夏より女性団員を募集したところ、大仙市初の女性団員４名が誕生しました。その後も積極的な募集活動を展開し、現在24名の女性団員が活躍しております。広報活動・災害現場における後方支援（炊き出し、救護等）を担い、また女性ならではのきめ細やかさ、やさしさのある活動で市民に安心を与えられるよう努力しております。最初は、手際よく活動ができないことが数多くありましたが、行事・訓練を積み重ねることにより、活動内容が充実し、良い雰囲気のなかで活動しています。

課題としては、他市町村の消防団と共通の団員確保があります。就業形態は自営業者等の減少、サラリーマン団員が増加し団員の減少傾向にあるなか、各家庭へ入団促進ちらしの配布や、「消防団協力事業所表示制度」の実施により団員の確保に努めております。（平成23年４月１日現在　37事業所へ交付）

消防団活動において、消防団協力事業所・地域自主防災組織との連携が重要であると考えております。自主防災組織が実施する訓練等への参加、市民の防災意識の高揚を図れるよう組織と連携して啓発活動の実施、地域防災においてリーダーシップを取れるよう地域に密着した活動を心がけています。

安全・安心なまちづくりを目指すために

は消防団員一人ひとりが、地域への郷土愛護精神と地域に密着した活動、関係機関との連携があってこそではないかと思います。

また、３月11日に発生した「東日本大震災」では、災害の恐ろしさ、命の尊さを痛感しました。我々もこの災害を教訓に、消防団が市民の生命と財産を守るため、信頼に応えるべく自己研鑽してまいります。

3　おわりに

平成23年４月１日現在の実員数は条例定数と比較すると概ね350名が不足、かつ平均年齢も47歳と高齢化が進んでおり、団員の確保に苦慮しております。団員を確保するには厳しい状況ではございますが、志を共にする同志を精一杯呼びかけてまいります。

高田団員

黒川団員

シンフォニー（長崎県）

「地域のためにできる、私達女性消防団員の活動」

佐世保市消防団　団員
高田　美紀・黒川　尚美

私たちの住む佐世保市は九州の西北部、長崎県の北部に位置しています。平成17年から22年にかけて周辺の町と合併し、現在は人口約26万人の長崎県では2番目に大きな都市です。大小208の島々からなる西海国立公園の「九十九島」、オランダの街並みを再現したテーマパーク「ハウステンボス」と美しい景観で多くの観光客を集めている場所です。

救急救命講習

佐世保市消防団は、定数1932名、９中隊60分団で構成されています。私たち30名の女性消防団員は団本部に22名、分団に８名所属し活動しています。

入団して間もなく資質向上のため、長崎県消防学校で実施される女性消防団員課程へ入校しました。そこでは、厳しい教官の指導のもと、火の恐ろしさを心身で感じ、危険に対する回避方法、救急救命など、多くの知識を得､体験することができました。

佐世保市には米軍基地があり、自衛隊・医師会・警察・消防局と合同で実践さながらに行う大規模な訓練にも参加します。そこでは私たち女性団員にできる救助・応急手当等の役割を担います。もし、大規模災害などいざという時にスムーズに救助できるようになるための合同訓練です。

私たちが女性消防団員として継続的に行っている活動としては、大きく分けると救急救命講習と広報活動をあげることができます。ほとんどの女性消防団員が、応急手当指導員（応急手当普及員の資格者＋16時間の講習・実技）もしくは応急手当普及員（24時間の講習・実技）の資格を持っています。救急救命の講習では、消防局の救急救命士と連携を取りながら、実技指導を担当しています。自治体や企業、学校などの要請に応じて行うAEDの使用方法・心肺蘇生法を主とした講習は、受講される方の中には真剣に取り組み、熱心に質問してこ

広報活動

られる方が多数いらっしゃいます。その度に、少しでも多くの人がもしものときに救命のリレーを繋げる行動に結びつくことができるように、私たちも、わかりやすい指導を心がけています。

広報活動としては幼稚園や保育園に出向き、園児を対象に火災や地震に備えての防災紙芝居を行っています。火災の怖さを知ってもらうため紙芝居の後には手作りのパネルシアターを使って「なんで火事になったのかな？」「火事の時はどうしたらいいのかな？」「火事にならないようにするには何に気を付けたらいい？」などと問いかけながら楽しく復習します。最後に「火の用心」のカードを入れた手作りの折り紙チューリップを可愛くラッピングし、お土産として渡しています。「家に帰ったら、今日の私たちの紙芝居の事を、家の人に話してね」とお願いしています。園児だけでなく家族中で防火の意識を持ってもらえるようにと、心がけています。

また、春と秋の火災予防週間には女性消防団員4人1組で佐世保市内全域を消防団の車両で巡回し、大切な命を守るための火災予防の呼びかけを行っています。「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」、「寝る時・外出時に火の始末を確認する」など、ちょっと意識してもらうだけでも火事を減らすことができると思います。私たちの火災予防への呼びかけが佐世保市民の防火意識を少しでも高めることに繋がればと願っています。

私たちは、実際、火災現場へ駆けつけ、消火活動はしませんが、火災予防の広報、啓蒙活動を軸とし、私たちに何ができるか考え、これからも、安全で安心して住める佐世保市を目指して、より一層消防団活動に努めていきたいと思います。

折り紙

頑張れ！少年消防クラブ

No.37　本田消防少年団（東京都葛飾区）

「本田消防少年団の活動について」

東京消防庁警防課　地域防災担当　齋藤　直美

本田消防少年団では消火器とD級可搬ポンプの取扱い訓練を実施しました。

初めて活動服を着た団員は、「消防隊みたいにカッコよくて、動きやすい！」と、いつも以上に元気よく訓練に励みました。

小学生団員は、消火器の取扱い方法を、地域の方々に指導することができるようになることを目標にして訓練し、説明の仕方や、訓練用消火器の充填方法も学習しました。

中学生団員は、D級可搬ポンプの取扱い方法を覚えるだけでなく、より早く、安全に放水するにはどのようにしたらよいのかを休憩時間にも話しあうなど、実災害を想定して、向上心を持って、訓練に取り組みました。

この訓練成果を活かして、秋に実施される葛飾区総合防災訓練において、消火器取扱いの指導と、D級可搬ポンプによる放水訓練披露をする予定で、「地域の防火防災リーダー」としての自覚を、より一層高めたいと思っています。

頑張れ！少年消防クラブ

No.38　東川崎防災ジュニアチーム（兵庫県神戸市）

震災対応訓練「そして絆を」について

東川崎ふれあいのまちづくり協議会　防災部会　部会長　後藤　実

神戸市中央区東川崎地区では、地域にいる可能性が高い中学生を防災ジュニアチームとして任命し自主防災福祉活動を行っており、今年で16年目となります。

昨年、震災の教訓を風化させることなく伝え、災害発生時に行動できる力、助け合うことのできる心を養い、お互いの絆を芽生えさせることを目的とした訓練を実施しました。

中学校の夏休みを利用し、チーム員17名・防災部会員・消防団員・中学校教諭・消防署員の総勢35人が参加して活動拠点の施設内だけでなく、六甲山系の自然を活用しました。

活動拠点に集合したチーム員は、登山道を２時間歩き訓練場所に到着し、そこで、炊出し訓練を行ないました。

その後、ダイヤログインザダークというコミュニケーション能力向上訓練を行ないました。これは目隠しをして目的地までを集団で移動するゲームですが、会話により意思の疎通をしないと、各人の行動がバラバラになってしまうというもので、次第にコミュニケーションが向上し、団結していく様子を見ることができました。

夜間は、活動拠点に戻り、アルファ化米・缶詰での夕食を摂りながら、チーム員は震災時の食料配布などの体験談に耳を傾けていました。

最後のカリキュラムは「震災講話」で、消防職員と消防団員から震災当時の悲惨な状況や凄惨さを極めた現場活動の写真や話に真剣な眼差しで耳を傾けるチーム員の姿を見て、震災を風化させることなく若い世代に受け継ぐことができると確信しました。

今回、消防署の協力を得て、震災対応訓練を実施しましたが、チーム員も積極的に取組み、「災害発生時に行動できる力、助け合うことのできる心を養い、お互いの絆を芽生えさせる」という目的を達成することができたと思います。

今後も心肺蘇生法の習得・ポンプ操法訓練などを行い、中学校で訓練成果の披露会を実施するなど、災害時に地域を守るリーダーとなれるよう、地域一帯となって育成に取組みたいと考えております。

うちの名物団員

高知市

高知市消防団介良分団　団員

恒石　珠美

高知市消防団介良分団のムードメーカー・恒石さん。入団11年目です。

歌って踊れる団員さんで、一昨年の全国女性消防団員活性化岡山大会の寸劇発表では、主役に大抜擢。坂本龍馬役がとてもはまっていました。

また、実際の火災現場などでは、男性に負けない力強さを発揮するものの、日頃は“看護師”というきめ細かい気配りが必要なお仕事に就かれています。

もし、南海地震が起こっても、“消防団員”と“看護師”、そして持ち前の明るさで大活躍してくれるだろうと、分団長一押しの団員さんです。

熊本県

南阿蘇村消防団　団員

レネイ・セントローレント

熊本県の南阿蘇村消防団で活躍されている、レネイ・セントローレントさんを紹介します。

レネイさんは、平成22年に南阿蘇村消防団に入団されました。レネイさんはカナダ人で、母国ではボランティアとして行方不明者の捜索などを行う民間レスキュー・チームに所属し、厳しい訓練などを経験されています。地元消防団から勧誘を受けた際には、「地域の役に立ちたい。」との思いから、迷わず入団を決意されたそうです。南阿蘇村は、阿蘇くじゅう国立公園内にあることから、国内外を問わず多くの観光客が訪れます。レネイさんは、英語はもちろんフランス語、日本語もマスターされているとのことで、有事の際には通訳など、重要な任務を担うことができます。

このスーパー消防団員レネイさんの入団が他の団員に刺激を与え、消防団全体の活性化につながることが期待されています。

北海道

北十勝消防事務組合上士幌消防団　第２分団　班長

小早川　達也

大雪山国立公園に位置するぬかびら源泉郷で活躍されている小早川さんを紹介いたします。

10年前にこの地域で登山ガイドとして自然と向き合いながら、地域へ貢献したいという意志のもと消防団員として入団されました。特に応急手当に関しては強い意欲をもち、率先して上級救命講習を受講し、登山者の怪我などの対応をされています。さらに地域住民に対しても救命講習の重要性を普及啓発されており、地域に大きく貢献してくれている消防団員です。

奈良県

奈良市消防団　富雄分団　部長

内藤　正孝

奈良市消防団の“長渕剛”こと、内藤正孝さんを紹介します。

内藤さんは、地元でバイク店を営みながら、富雄分団の部長として消防団活動を行っています。

内藤部長は、ファン歴が30年も及ぶ長渕剛さんの大ファンで、髪型も長渕さんを意識し、容姿もどことなく似ていることから、地元では、「剛」と呼ばれているとか。

現在は、コンサートなどで知り合ったファンで構成される「奈良HEAVY GAUGE（ヘビーゲージ）」に所属し、飲食店を貸し切りにして、ミニライブを開催する予定。

長崎県

長崎県新上五島町消防団　新魚目地区隊長

吉田　利行

通称『いっちょんさん』の名で親しまれ、皆からの人望も厚く仕事柄ヘルメットをかぶっているせいか、消防のヘルメットをかぶるとピカ１、消防団員歴32年。

常に団員としての自覚を持っておられ、緊急事態に備え、晩酌もしないという。そんな父親の姿を見て育った長男は、消防署員。愛娘も女性では数少ない消防団員。

また、五島という地に生まれ育ちながら魚嫌いというからビックリ！　現在、新上五島１番（小串郷）の美人の奥さんとワンちゃんとの散歩を楽しんでいる。

（母親も元消防団員）

消防団の広場

熊本市「つないでいく思いと決意 ～意見発表、震災を経て～」

熊本市消防団
第８方面隊66分団
団　員
角居　聖登

今年６回目となる熊本市消防団の意見発表に方面隊を代表して出場させて頂きました。集まった発表者の方々の経験や熱意を聞けたことは、とても貴重な経験でした。私も「未来へつなげたい心」という題目で次代に残していきたい消防団の伝統について発表しました。先輩方や仲間の応援のおかげもあり、最優秀という素晴らしい賞を頂く事ができました。

その後、地元の市民だよりにも紹介された事で、我が分団の活動も広く発信することができ、私も仲間もさらに身の締まる思いで消防団活動に取り組んでいます。

そんな折発生した東日本大震災―。テレビの前でただ見ているしかない自分がもどかしかった。くやしかった。そんな中、現場で消防士、自衛隊の方々に混じり奮闘する地元の消防団員たち。羽織るハッピが力強く、なにより誇らしく思えました。

今回の震災では多くの消防団員の方々も犠牲になりました。最後まで団員として命を懸け、人々を守ろうと行動した同志たち。きっと彼らは地元のため、家族のためという思いを胸に闘ったはずです。私も団員として常にそうありたいと思います。その思いと行動、全国の消防団員のみならず、多くの国民の胸を打ったでしょう。防災についての意識が変わった人も多いと思います。

災害はいつ起きるかわかりません。我々もできることから動き出しました。地域内の消火栓と消火栓ボックスの点検とマーキング、場所の把握と地図の作成、分団連絡網の見直しと効率化、ポンプ操作技術向上のための研修など、地域との連携を深めながら少しずつ前進しています。

意見発表の場において私は「大災害時の消防団の機動性」「コミュニティとしての重要性」「継承していくべき伝統と精神」について取り上げました。今こそ団員だけではなく、一人でも多くの人に発信していきたいと考えています。そんな機会を作っていくことも、賞を頂いた私の役目です。

私が「未来へつなげたい心」、そして震災の時、同志たちが最後まで胸に抱き続けたその思い。地域のための活動を通して、それらを伝え繋いでいく事は、残された私たち団員の使命であると考えます。

出来る事は限られているかもしれません。それでも、若い後輩達やこれから入団を志す人達、そんな彼らが前へ踏み出すきっかけになるよう、この思いと決意、大事にしていきたいと思います。

平成23年度　全国統一防火標語

消したはず　決めつけないで　もう一度

7月の日本消防協会関係行事

7月28日（木）～29日（金）　　消防育英会奨学生懇談会

編　集　後　記

例年にない早い梅雨入りや台風の襲来、豪雨。今夏も猛暑の予想に迫られる節電対策など、震災の復興とともに私達には直面する問題が山積しています。

そうした中で寄稿戴いた川崎市中原消防団の中学生を対象にした「災害図上訓練」（DIG）の原稿に深く共感しました。マニュアルがないから、基準がないから動けない、とよく聞きます。また、マニュアルの弊害としてとっさの判断力が鈍ることが挙げられます。誰かが作った計画を上から目線（おしつけ）で強制するのでなく、計画はその地域の慣習・慣例なども取り入れて、人と人の繋がりの中で作られて行くことが何よりも望ましいのでは。

東日本大震災で普段の避難訓練（保育士のみなさんで作成した避難計画に基づく）とその場の判断で、巨大な津波から園児全員を高台に避難させた保育園を報道で知りました。想定外とは良く使う言葉ですが、実は出来事の殆どは予想外、同じものや想像の範囲内のことがおこるわけではないのです。災害時に必要なのは、やはりコミュニケーション。地域の人達、人間同士の意思の疎通と日頃から培われた判断力が大事な生命を守るのです。

気候的にも不順な毎日が続きますが、ご自愛され、益々日々の活動に精進されますよう心よりお祈り申し上げます。　（T・M）

購読募集

購読を希望される方は、㈶日本消防協会へお問い合わせください。

※　年間購読料（送料込）　2,388円

（問合せ先）　総務部企画担当　03―3503―1481

寄稿のお願い

皆さまの消防団活動への取り組み、ご意見などをもとに、より充実した有意義なものにしていきたいと考えておりますので、多数のご寄稿をお待ちしています。

Eメールでも受付しています。

soumu@nissho.or.jp

月刊「日本消防」第六十四巻第六号
平成二十三年六月五日印刷
平成二十三年六月十日発行

編集人　岩田知也

発行所　㈶日本消防協会
東京都港区虎ノ門二―九―十六
電話　〇三（3503）一四八一（代）

印刷所
東京都千代田区外神田六―三―三
日本印刷株式会社
電話（3833）六九七一（代）

毎月一回十日発行
平成二十三年六月十日発行
日本消防
第六十四巻第六号

消防人の火災共済の補償が増額されました

「1000倍補償を1500倍補償にＵＰ」

B型火災共済　（加入口数は５口から25口まで）

10口の場合　掛金1000円で
火 災 共 済 金　100万円を150万円に増額しました。
風水雪害等共済金（全損で）20万円を30万円に増額しました。
『掛金は、500円～2,500円（500円単位）で加入できます。』

C型火災共済　『加入口数は、最高200口』

火 災 共 済 金　2,000万円を3,000万円に増額しました。
風水雪害等共済金（全損で）400万円を600万円に増額しました。
※　風水雪害等共済金とは、これまで災害見舞金としてお支払いしていたものです
※　加入にあたり、組合員となっていただくために出資金が必要になります。

生活協同組合 全日本消防人共済会
事務局　(財)日本消防協会内　　支　部　都道府県消防協会内

消防互助年金

『消防の仲間が支える互助年金』

消防互助年金制度は、（財）日本消防協会が消防職団員等の安定した老後の生活と福祉の向上のために第一生命保険相互会社と締結している拠出型企業年金制度です
ホームページでも詳しく紹介しています

『互助マル君』

耳より情報
消防互助年金について、詳しくご理解いただくために、担当者が説明に伺います。都道府県消防協会を通じてお申し込みください。

加入申込みは消防事務担当へ

問合せ先
●各市町村の消防事務担当係
●都道府県消防協会
（日本消防協会ホームページ）

●(財)日本消防協会　年金共済部
●生活協同組合全日本消防人共済会
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館　TEL.(03)3503-1481～5
http://www.nissho.or.jp

R100